

第 3 次静岡市行財政改革推進大綱

平成27年3月

静 岡 市

平成 25 年 7 月、本市は静岡市行財政改革推進審議会に「新たな行財政改革推進大綱（案）の策定」について諮問し、審議会においては延べ 10 回の審議が重ねられ、平成 26 年 11 月に、「静岡市新行財政改革推進大綱案」が答申されました。

本市では、審議会の総意としてまとめられたこの答申を最大限に尊重した上で、ここに「第 3 次静岡市行財政改革推進大綱」を策定しました。



人口減少社会に突入し、「成長・拡大」の時代から、「成熟・持続可能」の時代へと大きな転換期を迎えている中、「量の豊かさ」だけでなく、市民が「質の豊かさ」を実感できるまちが「成熟時代の都市」であると考えています。

新大綱では、『豊かな地域社会を実現するための最適な行財政運営』を基本理念に掲げ、行財政改革は、単なるコスト削減だけを目指すのではなく、住民の生活の豊かさを希求した活動でなければならないとしています。

この理念を実現するには、「まちづくりを担う主体は市民である。」との認識のもと、市民と行政との「協働・連携」を、行財政改革における共通の概念と捉え、改革に取り組むこととしており、この大綱を礎に、職員一人ひとりが意識改革を図り、全庁を挙げて、これに取り組むとともに、市民の皆さんにも、自ら考え行動する、いわゆる「シチズンシップ」を発揮していただき、「オール静岡」の体制で経営することが重要であると考えています。

今後、限られた財源の中で、「世界に輝く静岡の実現」をまちづくりの目標に掲げた「第 3 次総合計画」を推進するため、不断の事務事業の見直しなど、費用対効果の高い行財政改革の取組を推進するとともに、諸施策の「選択と集中」を図り、将来にわたって持続可能な市政運営に努めていきます。

最後に、新大綱の策定に当たっては、行財政改革推進審議会委員の皆さまをはじめ、市民の皆さまから、多くの貴重なご意見をいただきましたことを、厚くお礼申し上げます。

平成 27 年 3 月

静岡市長 田 辺 信 宏

	ページ
【第1章】新行財政改革推進大綱策定の背景	… 3
1 これまでの行財政改革の取組	… 4
(1) 本市における行財政改革の経緯	… 4
(2) 行財政改革の効果	… 5
(3) 定員管理計画	… 6
(4) 各取組の状況	… 7
2 本市の現状	… 9
(1) 将来推計人口と年齢3区分別の推移	… 9
(2) 財政状況	…10
(3) 職員数(正規・非常勤)の推移	…17
3 現状を踏まえた課題認識	…18
【第2章】本市の目指すべき行財政改革	…19
1 基本理念(平成34年度に目指すべき行財政改革の将来像)	…20
2 基本方針の概要	…21
3 新行財政改革推進大綱の概念図	…21
4 基本方針と改革の方向	…22
(1) 基本方針Ⅰ「市民協働・官民連携の推進」	…22
改革の方向1「市民参加・協働の推進」	…23
改革の方向2「官民連携の推進と民間活力の活用」	…24
改革の方向3「開かれた市政の推進」	…25
(2) 基本方針Ⅱ「質の高い行政運営の推進」	…26
改革の方向1「人材育成・活用の推進」	…27
改革の方向2「効率的な組織体制の確立」	…28
改革の方向3「ICTの高度利用による情報化の推進」	…29
(3) 基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」	…30
改革の方向1「健全な財政運営の推進」	…31
改革の方向2「効果的なアセットマネジメントの推進」	…32
改革の方向3「地方公営企業の経営改善」	…33
用語解説	…34
静岡市行財政改革推進大綱案(答申)写	…37
新行財政改革推進大綱案の答申にあたって	…38
静岡市行財政改革推進審議会委員名簿(第5期・第6期)	…39
新行財政改革推進大綱案策定に係る審議経緯	…40
新たな静岡市行財政改革推進大綱(案)について(諮問)	…41

【第1章】

新行財政改革推進大綱策定の背景

【第1章】新行財政改革推進大綱策定の背景

1 これまでの行財政改革の取組

(1)本市における行財政改革の経緯

本市では、新市発足後の平成16年2月に第1次にあたる「静岡市行財政改革推進大綱」を策定して以降、積極的に行財政改革に取り組んでいます。

時期	名称	内容	効果額 (計画)
第1次 行財政改革推進大綱・同実施計画(H17年度～H21年度)			
H16年 2月 (大綱)	行財政改革 推進大綱 実施計画 (H17～H19)	[基本理念] 一分権型行政の展開 [基本方針] 1 分権型行政に対応した法体系の確立 2 効率的で生産性の高い行政体制の整備 3 市民に開かれた行政の展開 4 市民が主役のまちづくり [主な取組内容] ・事務事業の整理・合理化 ・税の適正課税と収納率向上 ・第1次定員管理計画による人員削減 ・民間委託化の推進	[計画額] 35.4億円 [人的削減 効果] ▲107人
H17年 2月 (計画)			
H18年 2月 (改訂)	同大綱 同実施計画 (H17～H21)	国から示された新地方行革指針に基づき、大綱・実施計画を変更 ○計画期間の延長 ○実施計画を「集中改革プラン」と位置づけ ・定員管理計画の変更 ・大綱改革の方向に公営企業の経営改善を位置づけ など	[計画額] 113.6億円 [定員管理] ▲335人
H19年 11月 (改訂)	同実施計画 (H17～H21)	実施計画の見直しによる変更 ・定員管理計画の変更 ・自主財源の確保の強化(下水道使用料の見直し) など	[計画額] 136.4億円 [定員管理] ▲380人
		由比町・蒲原町合併による変更 ・2町の定員管理計画を反映	[計画額] 145.2億円 [定員管理] ▲420人
第2次 行財政改革推進大綱・同実施計画・同実施計画(追加版)(H22年度～H26年度)			
H22年 3月	行財政改革 推進大綱 実施計画 (H22～H26)	[基本理念] 一行政と民間の役割分担・協働による行政経営 [基本方針] Ⅰ 役割分担による公共サービスの提供 Ⅱ 経営資源の有効活用 Ⅲ 多様性と創造性にあふれた市民本位のまちづくり [主な取組内容] ・受益者負担による使用料の見直し ・民間活力の活用(公立保育園の民営化・ごみ収集委託化等) ・第2次定員管理計画による人員削減 など	[計画額] 237.5億円 [定員管理] ▲276人
H24年 2月	同実施計画 (追加版) (H24～H26)	「まちみがき戦略推進プラン」を推進するための 新たな行革の取組を追加	[計画額] 59.1億円
H25年 2月 (改定)		[主な取組内容] ・総人件費の縮減(市長給与削減・時間外勤務の縮減) ・事務事業の見直しの徹底(市民評価会議の開催等) ・第2次総合計画の見直し(公共工事コスト縮減) など	[計画額] 85.7億円

(2)行財政改革の効果

① 効果額の実績

第1次行革実施計画（H17年度～H21年度）

効果額 **39,194,153千円**（節減額 33,404,746千円 収入増額 5,789,407千円）

実施計画(H17年度～H21年度)						(単位:千円)
項目	H17	H18	H19	H20	H21	合計
計画額	1,097,913	1,997,748	3,027,525	3,522,985	4,870,330	14,516,501
実績（計画額あり）	2,027,269	2,855,449	2,982,356	4,351,786	6,016,727	18,233,587
達成率	184.6%	142.9%	98.5%	123.5%	123.5%	125.6%
実績（計画額なし）	2,178,203	2,600,240	3,536,448	6,074,555	6,571,120	20,960,566
実績合計	4,205,472	5,455,689	6,518,804	10,426,341	12,587,847	39,194,153

（主な取組実績）

- 人件費等の見直し 9,327,204千円（定員管理による人員削減・給与制度の見直し）
- 公共コスト縮減 16,359,421千円（工事コスト縮減、長寿命化対策など）
- 事務事業・公の施設管理体制の見直し、民間委託等の推進
3,099,382千円（老人バス乗車券廃止、公立保育園民営化など）
- 自主財源の確保 5,789,407千円（使用料・手数料の見直し など）

第2次行革実施計画（H22年度～H26年度）

効果額 **45,941,649千円**（節減額 41,488,852千円 収入増額 4,452,797千円）

実施計画（H22年度～H26年度）（追加版含む）H25年度末まで						(単位:千円)
年度	H22	H23	H24	H25	H26	合計
計画額	3,545,545	3,837,726	8,424,338	8,311,496	8,209,091	32,328,196
実績（計画額あり）	3,221,803	3,459,004	7,841,494	7,743,557	—	22,265,858
達成率	90.9%	90.1%	93.1%	93.2%	—	—
実績（計画額なし）	5,546,919	6,300,099	5,937,026	5,891,747	—	23,675,791
実績合計	8,768,722	9,759,103	13,778,520	13,635,304	—	45,941,649

（主な取組実績）

- 人件費等の見直し 9,068,417千円（定員管理による人員削減・給与制度の見直し）
 - 公共コスト縮減 22,050,427千円（工事コスト縮減、長寿命化対策など）
 - 事務事業の見直し・統廃合、民間活力の活用、補助金等の見直し等
7,528,967千円（清水駅西口駐車場、視聴覚センター、シーマック三保、
駿河区役所アクセスバスの廃止 など）
 - 地方公営企業の経営改善 5,988,485千円（補償金免除繰上償還制度の活用 など）
 - 自主財源の確保 2,205,820千円（未利用地の売却）
- ※上記取組には、定員管理による重複分(3,753,000千円)を含む。

② 取組の進捗状況

早期または順調に進んでいる事業 84.5% (H25 年度末実績)		
項目	プログラムの進捗	効果額 (計画額あり)
計画より進んでいる	—	50 事業 (17.7%)
計画どおり進捗している	333 事業 (84.5%)	180 事業 (63.8%)
計画より遅れている	50 事業 (12.7%)	42 事業 (14.9%)
計画を中止した	11 事業 (2.8%)	10 事業 (3.5%)
合計	394 事業	282 事業

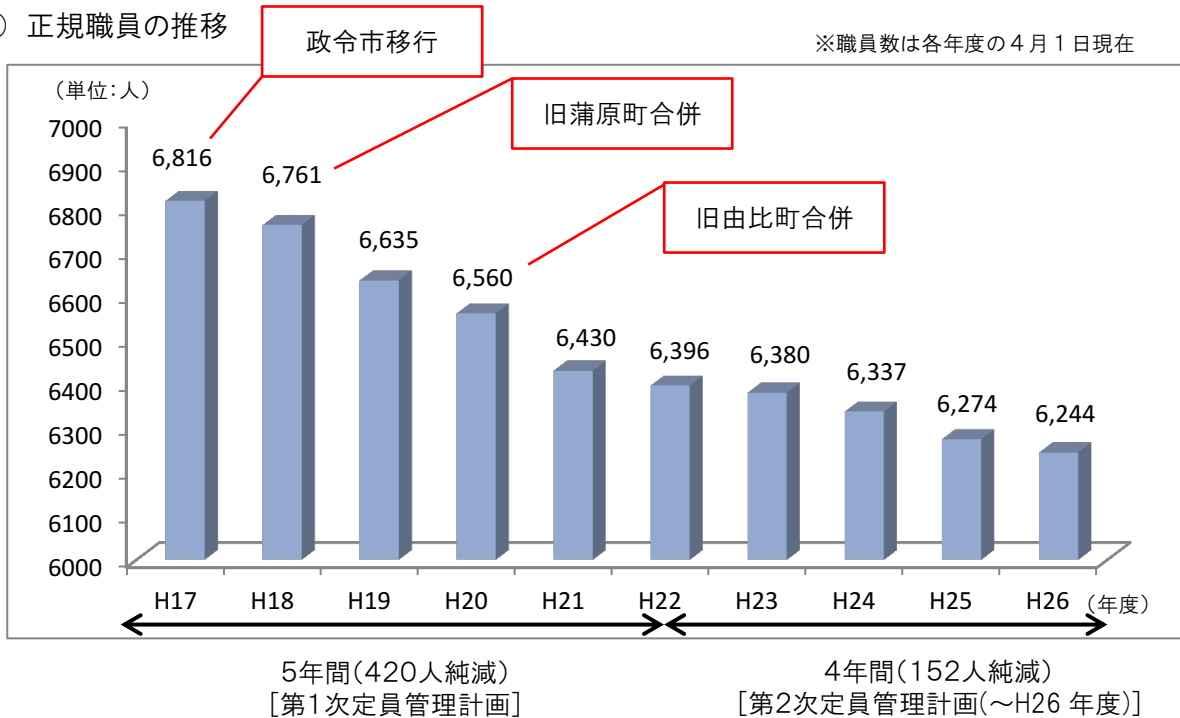
実施計画 (追加版含む) 掲載事業は、84.5% (H25 年度実績) の事業が「計画どおり順調に進捗」しています。(計画額設定事業は 81.5%)

(3) 定員管理計画

第1次定員管理計画 (H17 年度~H21 年度)
 【目標値】▲420 人 (6.2%減)
 H17 年 4 月 1 日正規職員数 6,816 人
 ↓
 H22 年 4 月 1 日正規職員数 6,396 人
 【実績】▲420 人 (達成)

第2次定員管理計画 (H22 年度~H26 年度)
 【目標値】▲276 人 (4.3%減)
 H22 年 4 月 1 日正規職員数 6,396 人
 ↓
 H27 年 4 月 1 日正規職員数 6,120 人
 【実績】▲152 人 (H26.4.1 日現在)

① 正規職員の推移



第1次定員管理計画 (H17~H21 年度) では、旧蒲原町 (H18.3.31)・旧由比町 (H20.11.1) との合併による変更も含め、5 年間で目標値である正規職員数 420 人削減を達成しました。第2次定員管理計画 (H22~H26 年度) では、4 年間で 152 人を削減しています。

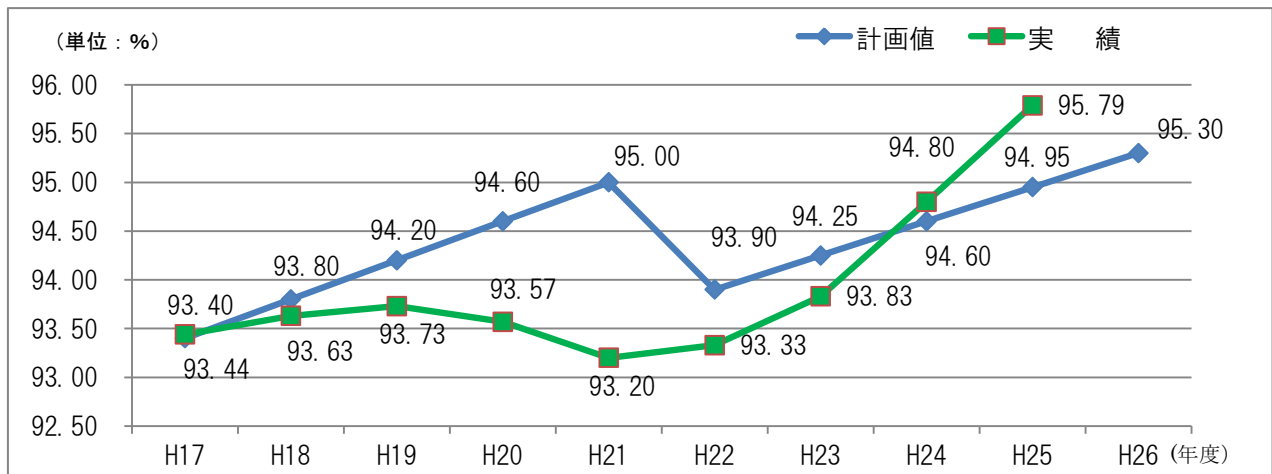
(4)各取組の状況

① 各種収納率の状況と推移

(ア. 収納率の実績(H25 年度))

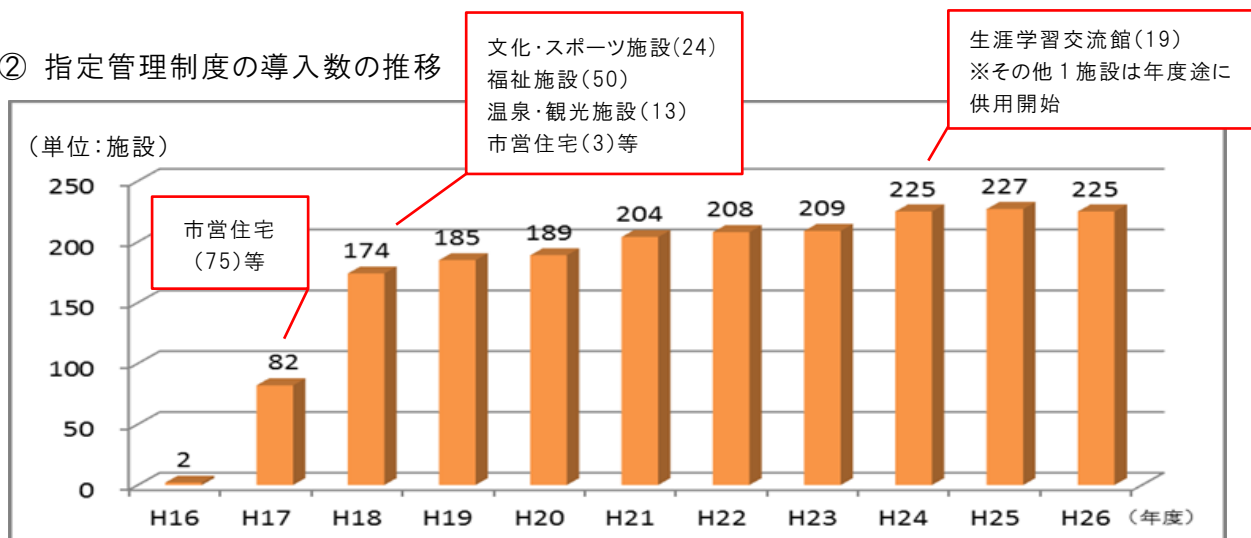
項目	H25年度実績 ※実績内の[]は計画値(%)	
市 税	(現年・過年分)95.79 [94.95]	
介護保険料	(現年分)98.66 [98.54]	(過年分)17.40 [20.69]
国民健康保険料	(現年分)90.55 [89.68]	(過年分)18.22 [14.78]
保育料	(現年分)98.83 [98.47]	(過年分)17.77 [12.00]
市営住宅家賃	(現年分)95.13 [96.00]	(過年分)12.03 [15.70]
奨学金貸付金	(現年・過年分)59.28 [78.65]	

(イ. 市税収納率の推移)



各種収納率については、平成 25 年度実績において、概ね計画値を達成しています。特に市税は、平成 21 年度以降、徐々に向上し、平成 25 年度は、本計画の最終値を上回り、税込確保と収入未済額の減少につながっています。

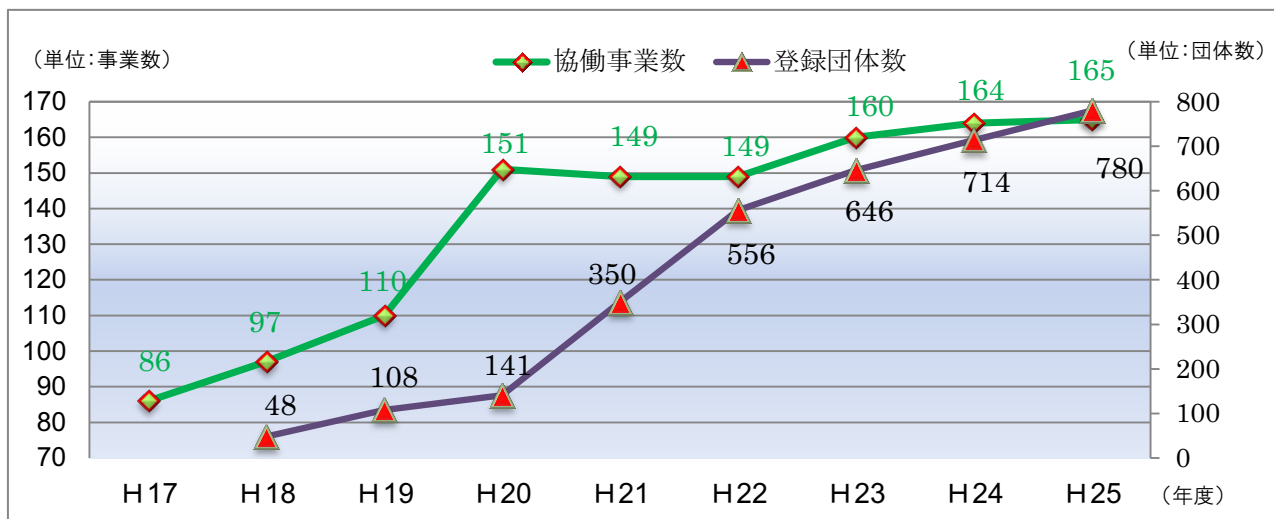
② 指定管理制度の導入数の推移



※指定管理制度の導入数の基準日は各年度の4月1日時点。

指定管理者制度については、民間活力の活用の一環として、平成 17 年度の市営住宅をはじめ、平成 18 年度には、文化・スポーツ施設や福祉施設等、約 90 施設を導入するなど、積極的に取り組んできました。

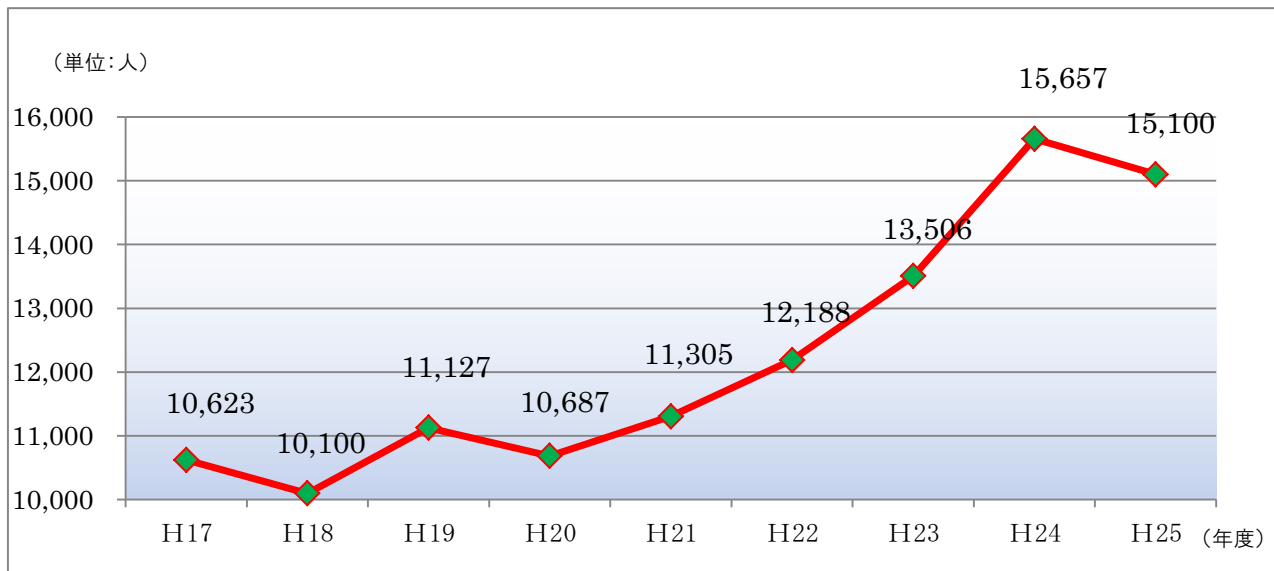
(ア. 協働事業・市民活動センター利用登録団体数の推移)



※協働事業とは、市民活動団体と市が、それぞれの自ら果たすべき役割及び責務を自覚して、自主性を相互に尊重しながら、協力し合い、又は補って行う事業であり、協働事業数は、市内部で行う「協働事業調査」に基づくもの。

平成 17 年度の実行大綱策定以降、市民参画・市民協働の促進を図るよう積極的に取り組んできました。特に市民活動センター利用登録団体数については、平成 25 年度では、平成 18 年度と比較すると約 16 倍、協働事業数においても平成 17 年度と比較し、約 2 倍となっています。

(イ. ボランティア参加者数の推移)



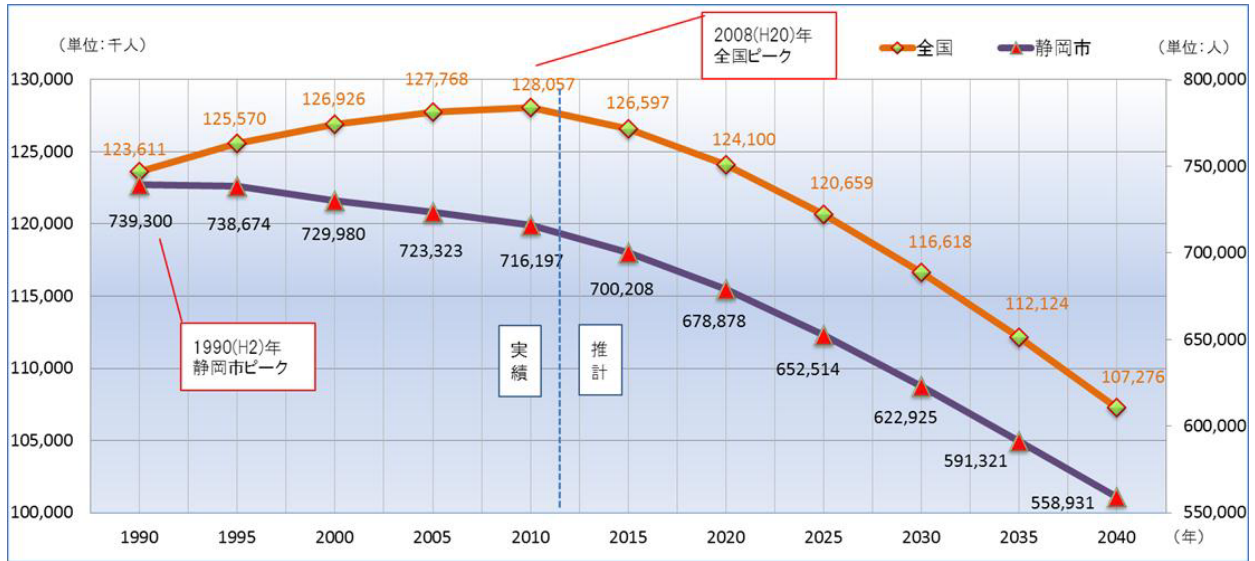
※ボランティア参加者数は、全国社会福祉協議会が運営する「ボランティア活動保険」の市内加入者数及び市が主催・共催する事業のうち、市当局で把握しているボランティア参加者数を記載している。

ボランティア参加者数は、平成 20 年度から平成 24 年度まで年々増加しており、平成 25 年度は、前年に比べ若干減少しましたが、平成 17 年度と比較すると約 1.5 倍となっています。特に、本市を代表するイベントである大道芸ワールドカップには、多くのボランティアが参加しており、市民との協働促進は高まっています。

2 本市の現状

(1) 将来推計人口と年齢3区分別の推移

① 将来推計人口



※2005年以前の静岡市の人口は、旧静岡市、旧清水市、旧蒲原町、旧由比町の人口を合算。2010年は国勢調査結果。

(総務省統計局「国勢調査」)

※国・市の2015年以降の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計値。(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月)推計」、「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月)推計」)

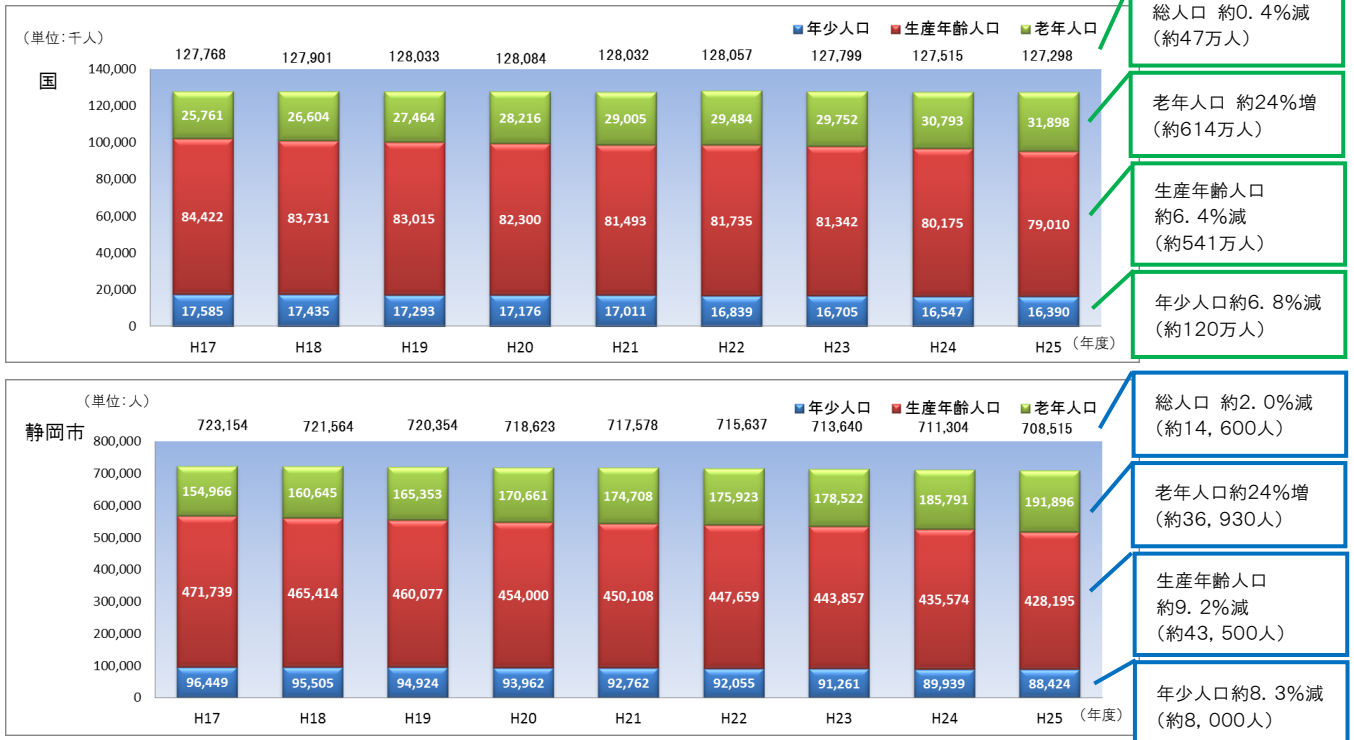
人口ピーク 国:H20年、市:H2年

市の人口 H22年 **約71.6万人** ⇒ H34年 **60万人後半** ⇒ H52年 **約56万人**
(2010年) (2022年) (2040年)

※3次総では、H37年の総人口「70万人」を維持することを目標に掲げ、その実現に全力で取り組んでいくこととしています。

② 年齢3区分別の推移

※人口の増減はH25年度とH17年度を比較している。



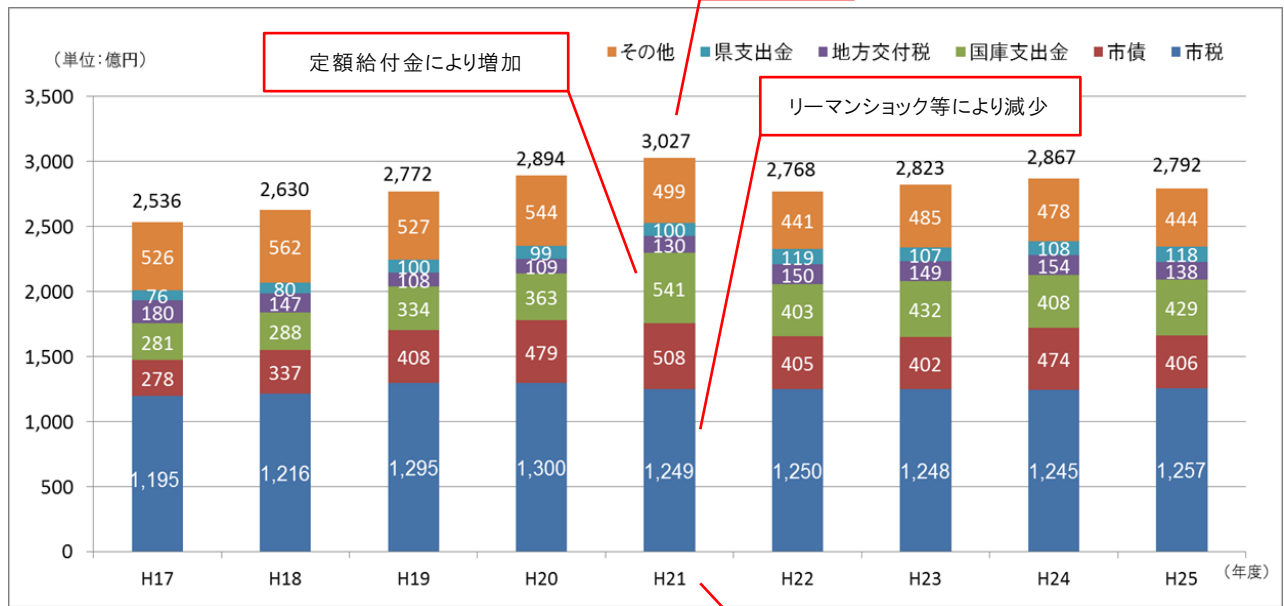
※国の人口統計基準日は各年度の10月1日現在(内閣府統計局)(総人口と区分別人口の計の不一致は、年齢不詳によるもの。)

※静岡市の人口統計(住民基本台帳)の基準日は各年度の末日(3月31日現在)。(外国人登録は含まない。)

[H17⇒H25年度の減少率] 「人口」国: ▲0.4% 「生産年齢人口」国: ▲6.4% 「年少人口」国: ▲6.8%
市: ▲2.0% 市: ▲9.2% 市: ▲8.3%

(2) 財政状況

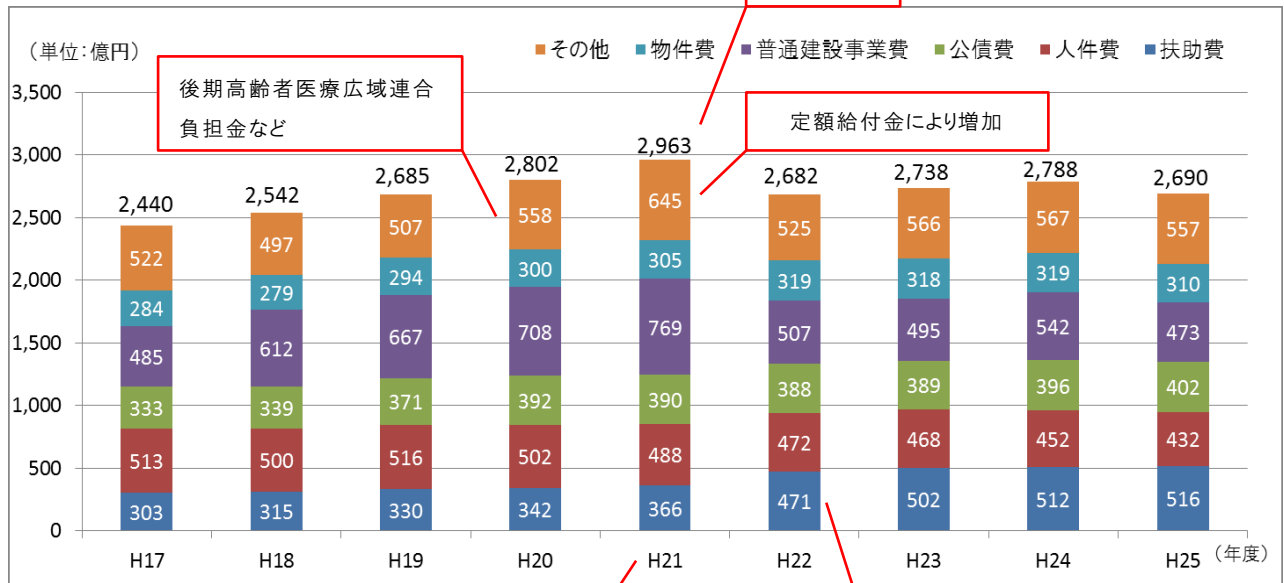
① 歳入状況の推移(一般会計)



※歳入状況は各年度の決算額

第1次総合計画最終年

② 歳出状況(性質別)の推移(一般会計)



※歳出状況は各年度の決算額

第1次総合計画最終年

子ども手当創設、生活保護費等の増加

[H17年度～H21年度]

平成17年度から平成22年度までの歳入・歳出の総額は、それぞれ、年々増加しており、5年間で約500億円の伸びとなっています。これは、第1次総合計画における普通建設事業費の増加や、国の定額給付金制度の実施などによるもので、その財源となる国庫支出金、市債も大幅に増加しています。

[H22年度～H25年度]

平成22年度から平成25年度までの歳入・歳出の総額は、普通建設事業費などが減少したため、約2,700億円前後で推移しています。この4年間では、子ども手当の創設や生活保護費の増加等により、扶助費が増加する一方、人件費は減少しています。

③ 健全化判断比率(4指標)

(ア. 健全化判断比率の概要)

健全化判断比率とは、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するため、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年6月22日公布)」に基づいて算定する、財政の健全性を表す指標です。

指標	解説	早期健全化基準 ^{※1}	財政再生基準 ^{※2}
①実質赤字比率	最も主要な会計である「一般会計」等の赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したもの。(1年間の収入に対する一般会計等の赤字の割合)	11.25%	20.0%
②連結実質赤字比率	公立病院や下水道など公営企業を含む「全会計」の赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したもの。(1年間の収入に対する市全体の赤字の割合)	16.25%	30.0%
③実質公債費比率	借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、財政規模に対する割合で表したもの。(1年間の収入に対する1年間に支払った公債費(借金の返済)などの割合)	25.0%	35.0%
④将来負担比率	借入金(地方債)残額、債務負担行為など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。(1年間の収入に対する今後支払わなければならない公債費などの割合)	400.0%	—

※1 早期健全化基準:4つの指標のうち、ひとつでも早期健全化基準以上となる場合は、財政健全化団体[自主的に健全化を図る予防的段階]として、「財政健全化計画」を策定し、改善に取り組むことになります。

※2 財政判断比率:①～③の指標のうち、ひとつでも財政再生基準以上の場合は、財政再生団体[国等の関与による財政再生段階]として、「財政再生計画」を策定し、国の関与の下、厳しい歳出削減などに取り組むことになります。

(イ. 健全化判断比率の推移)

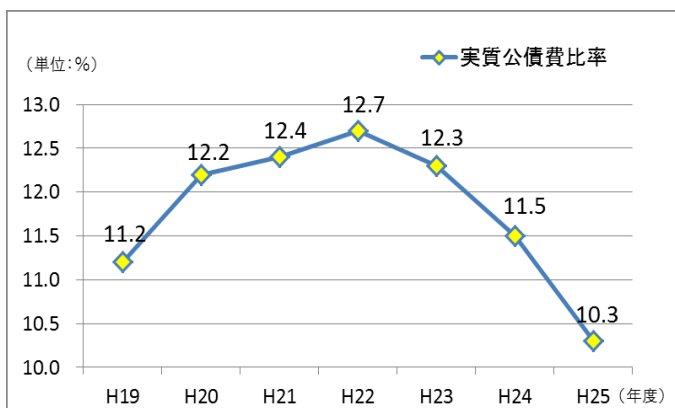
① 実質赤字比率

平成19年度以降、赤字は発生していません。

② 連結実質赤字比率

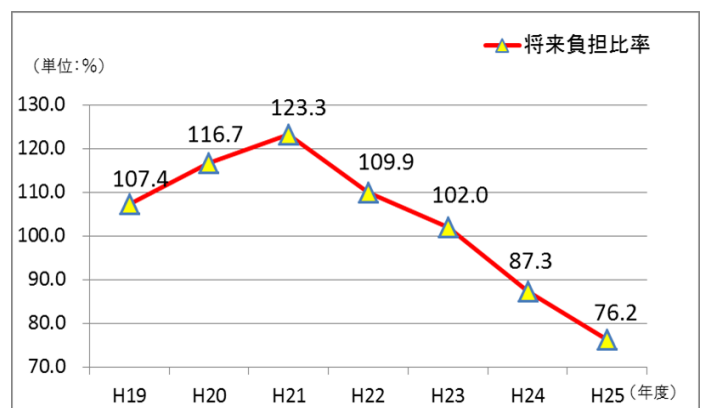
平成19年度以降、赤字は発生していません。

③ 実質公債費比率



市債の元利償還金の減少やPFI事業である清水文化会館(マリナート)建設費及び土地開発公社からの買い戻しに係る用地費の支出額の減少などにより、平成22年度以降改善しています。

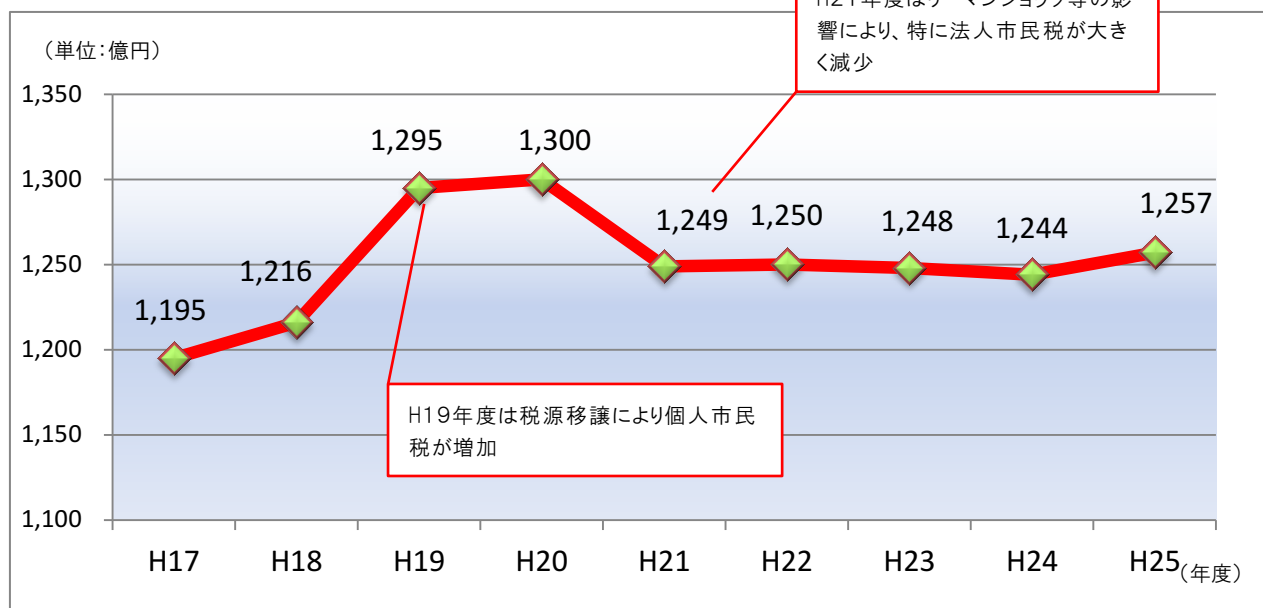
④ 将来負担比率



病院事業や下水道事業に係る公営企業債残高の減少や土地開発公社による先行取得用地費等の減少などにより、平成21年度以降改善しています。

健全化判断比率(4指標)のうち、「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は、法が施行された平成19年度以降、赤字はありません。また、「実質公債費比率」は平成22年度をピークに、「将来負担比率」は平成21年度をピークに減少傾向に転じており、いずれも早期健全化基準を大きく下回っていることから、一定の健全性は確保されています。

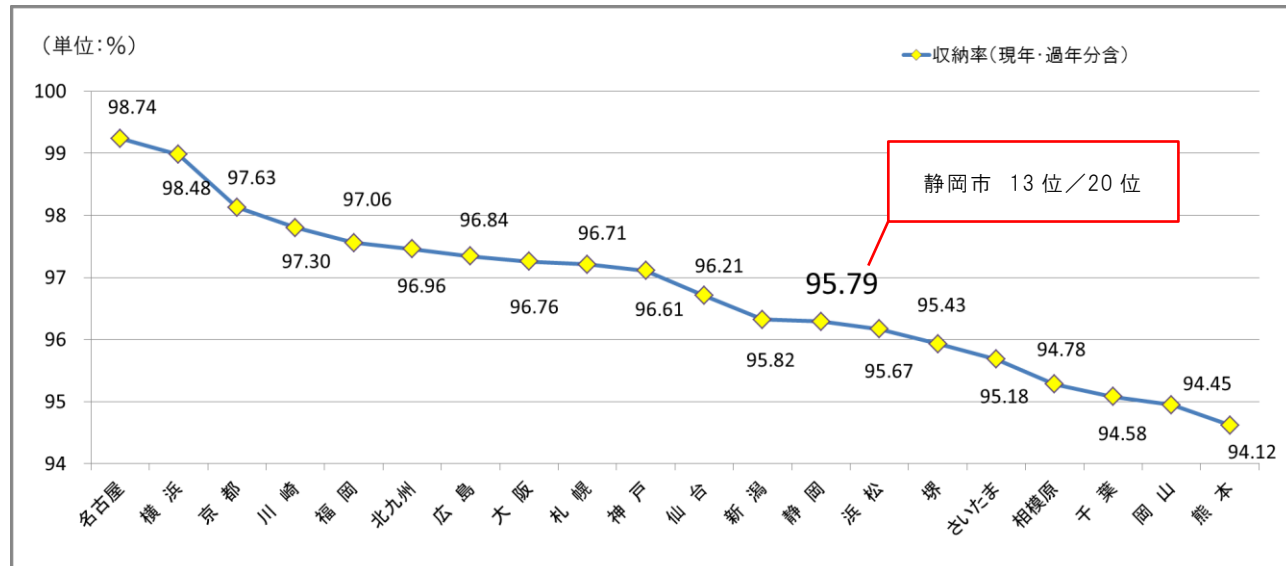
④ 市税収入の推移



※市税収入の状況は各年度の決算額

平成 20 年度の 1,300 億円をピークに平成 21 年度は約 50 億円減少し、以降は横ばい状態となっています。

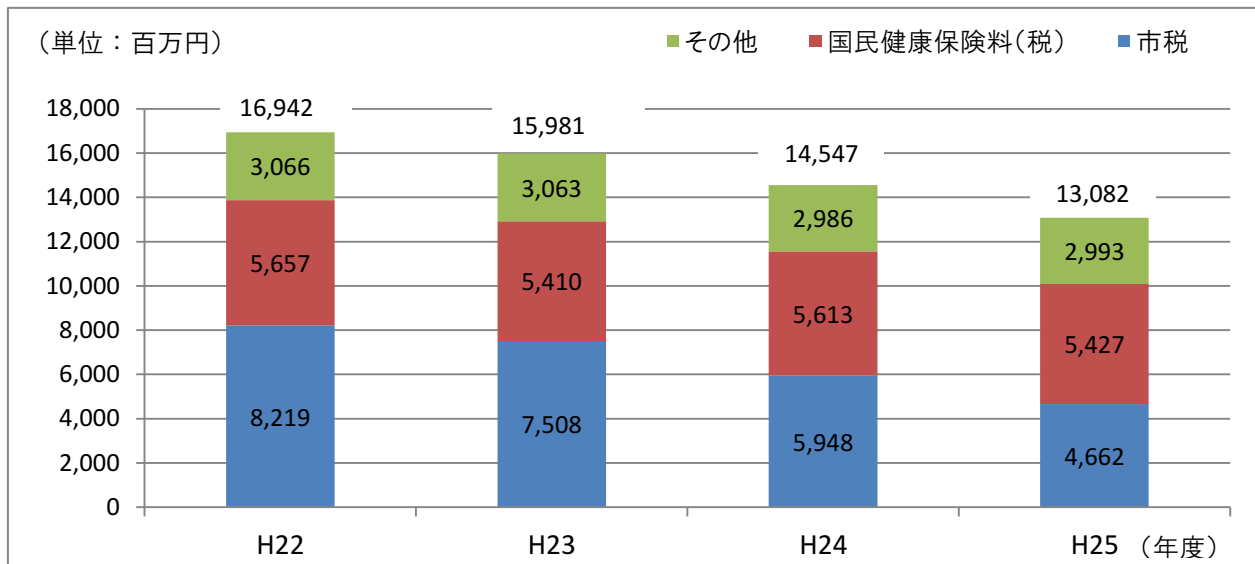
⑤ 市税収納率の政令指定都市(20市)比較



※収納率は平成25年度決算に基づくもの。

市税収納率は、平成 25 年度決算では 95.79%となり、政令指定都市 20 市中、13 位でしたが、平成 17 年度(93.44%)と比較すると、約 2.35%向上しています。

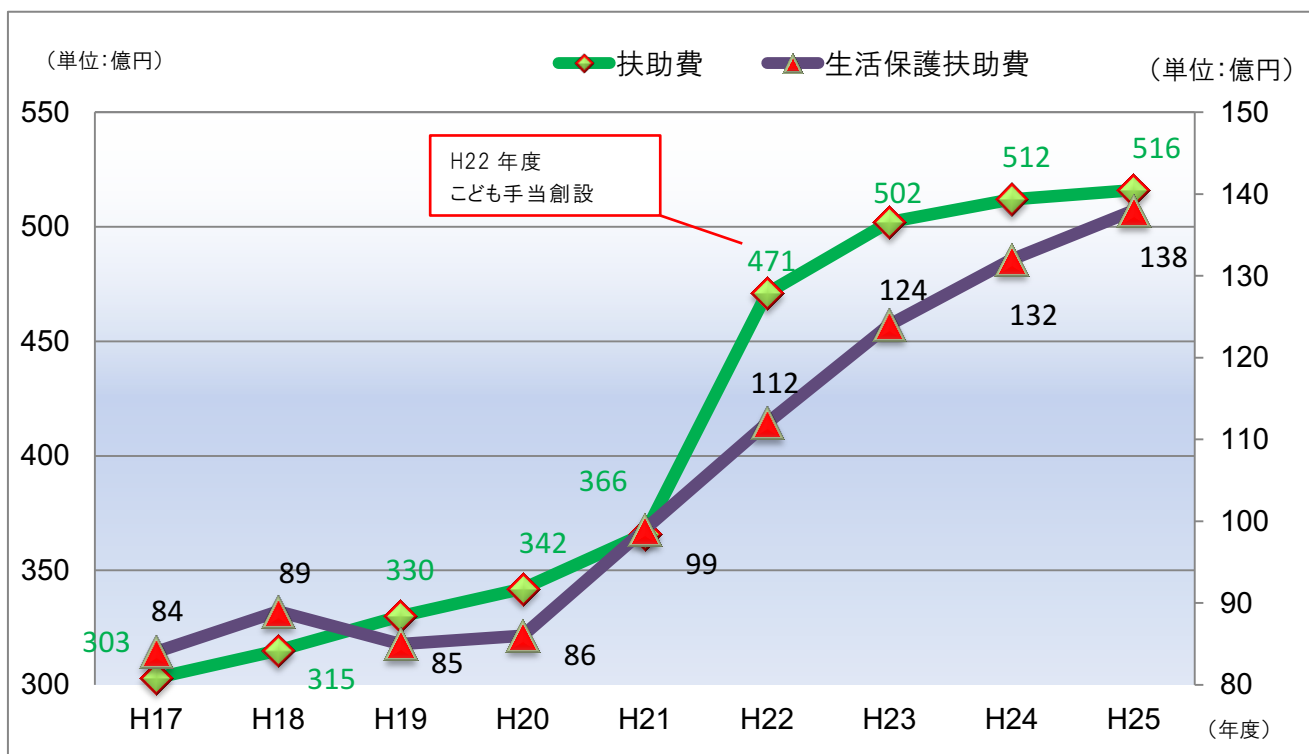
⑥ 収入未済額の推移



※収入未済額は各年度の決算額

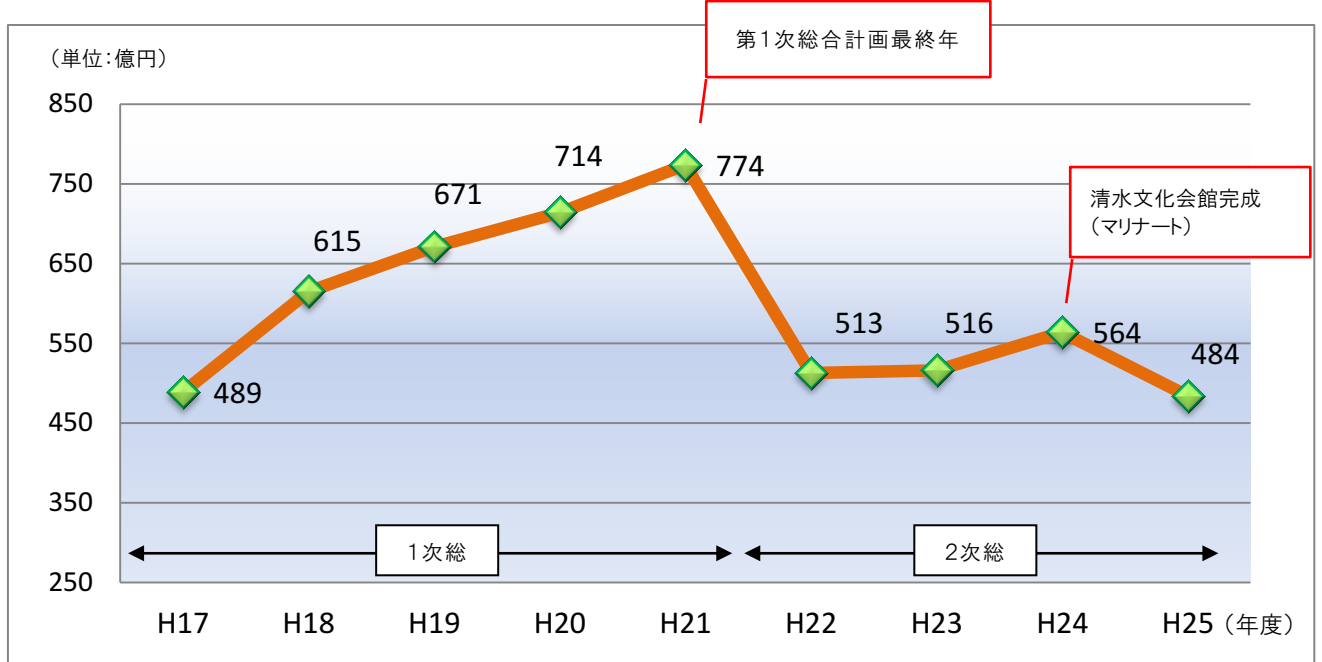
収入未済額は平成 22 年度決算では、約 169 億円でしたが、市税等の収納率の向上に伴い、収入未済額は年々減少し、平成 25 年度決算では、平成 22 年度から約 22.8% (約 38.6 億円) 減少し、約 130 億円となっています。

⑦ 扶助費の推移



生活保護費、自立支援給付費等の増加や子ども手当の創設等により、扶助費は年々増加しています。特に、生活保護扶助費については、平成 20 年度以降に急激に増加しており、平成 25 年度決算では平成 17 年度と比較すると約 1.64 倍 (54 億円増加) となっています。

⑧ 投資的経費の推移

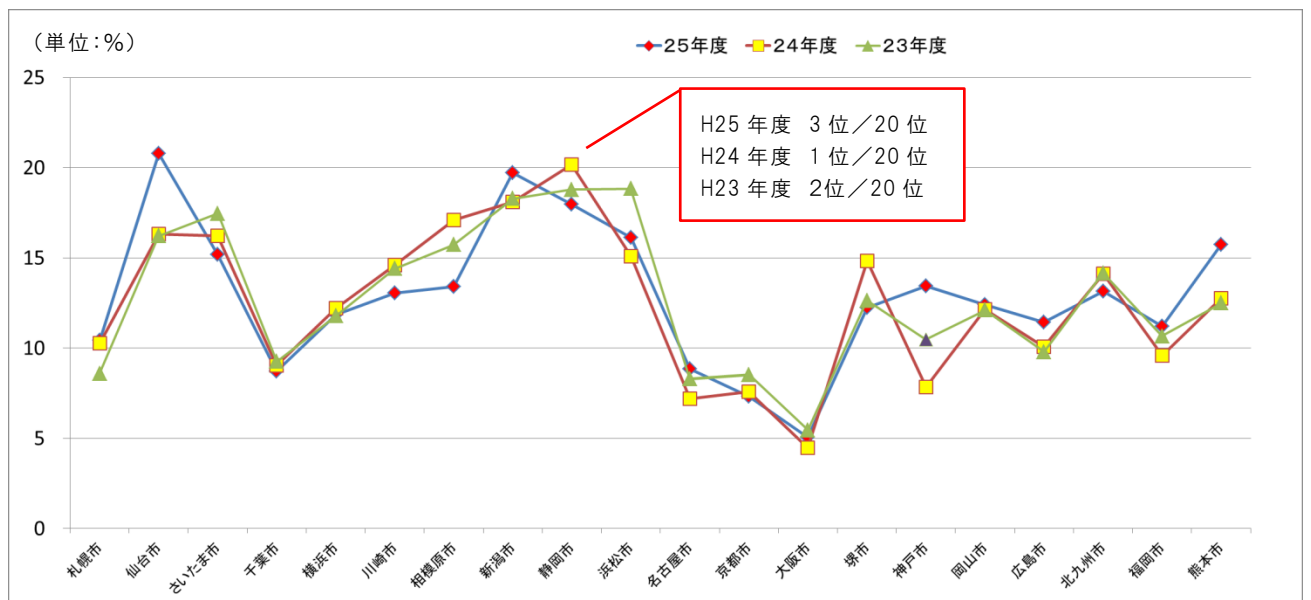


※投資的経費とは、道路、学校、公営住宅の建設等、その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして残るものに支出される経費のこと。

※投資的経費の推移は各年度の決算額

第1次総合計画(H17～H21年度)において、合併や政令指定都市としての基盤づくりを推進するため、普通建設事業費が増加しましたが、平成21年度までに概ね完了したため、平成22年度以降は500億円前後で推移しています。

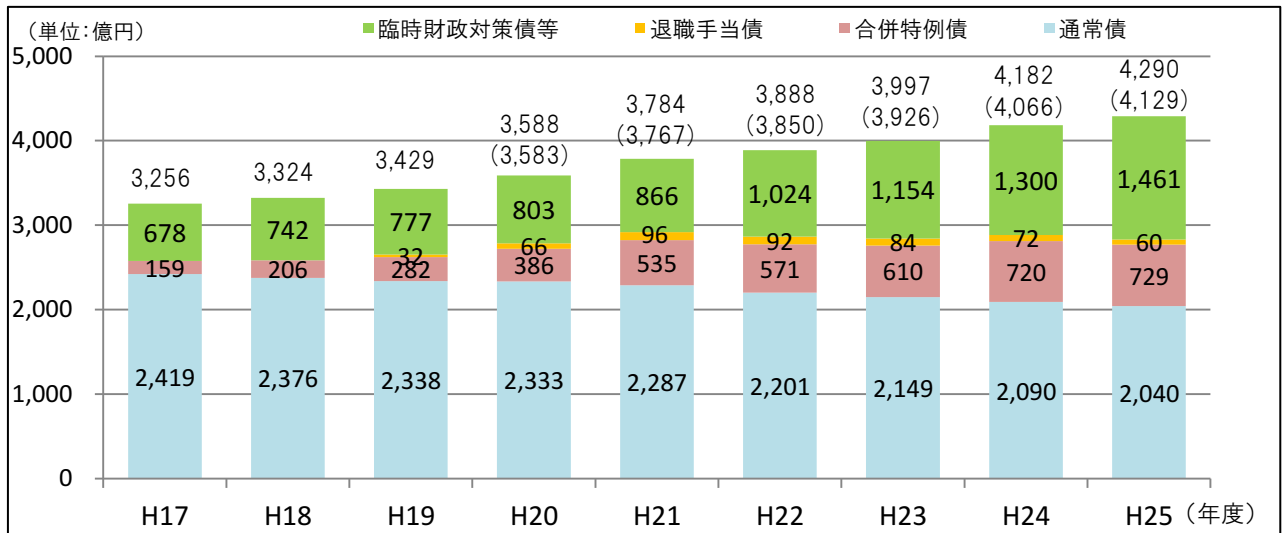
⑨ 歳出総額に占める投資的経費の政令指定都市(20市)比較(普通会計)



※投資的経費の割合は平成25年度決算に基づくもの。

平成25年度決算における歳出総額に占める投資的経費の割合は、政令指定都市20市中、3位で、過去3年間においても高い順位となっています。

⑩ 年度末市債残高の推移



※臨時財政対策債: 国から地方に交付される地方交付税の不足分を、各自治体が地方債として負担するもので、その返済額の全額が後年度の普通交付税の計算に算入される。

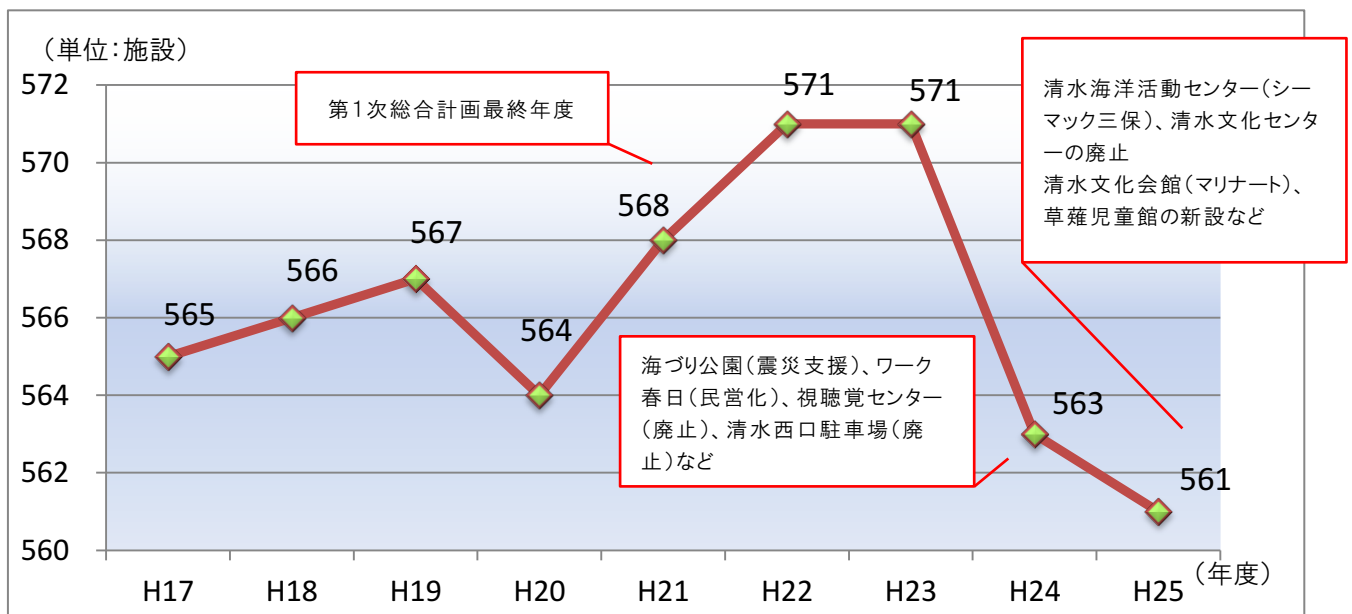
※合併特例債: 合併した市町が、新市建設計画に基づく事業の財源として発行できる地方債で、合併した年度とそれ以降の10年間に限り発行でき、その返済額の70%が後年度の普通交付税の計算に算入される。

※通常債: 主に道路建設や建物の建設などの財源として発行される地方債のこと。

※()内は、満期一括償還積立金を除いた額

平成17年度以降、市債残高は年々増加しており、平成25年度決算額では、4,290億円で平成17年度と比較すると約31.7%(1,034億円)増加しています。

⑪ 公共施設数の推移



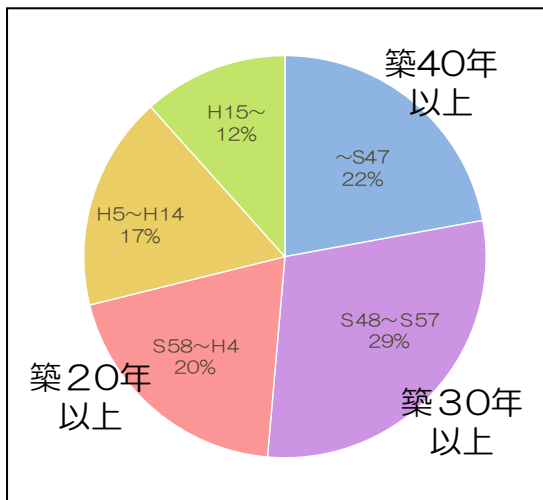
※公共施設数は、地方自治法第244条第1項に規定される、「公の施設」として条例で定めている施設を示している。

※集計基準日は、H17年度は(H16年度末日(3月31日)時点、H18~H25年度は各年度の4月1日時点。

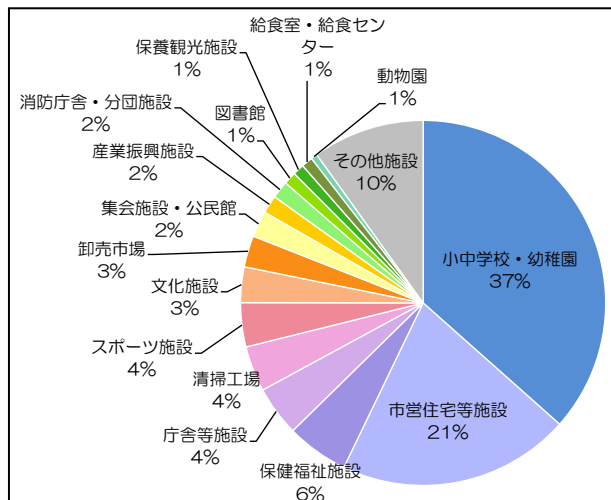
公共施設については、560~570施設で推移しています。平成25年度は清水海洋活動センター(シーマック三保)、清水文化センター(駐車場含む)などを廃止したほか、足久保学園などの民営化により7施設が減少する一方、清水文化会館(マリナート)、草薙児童館の新設などにより5施設が増加したため、2施設減少しています。

⑫ 公共建築物の現状(H24年3月末現在)

(築年数別面積割合)



(用途別面積割合)



※公共建築物は、道路・橋梁・上下水道等のインフラ資産を除いた建築物(設備除く)を示している。

※試算の条件 ①保有する建築物総量は不変

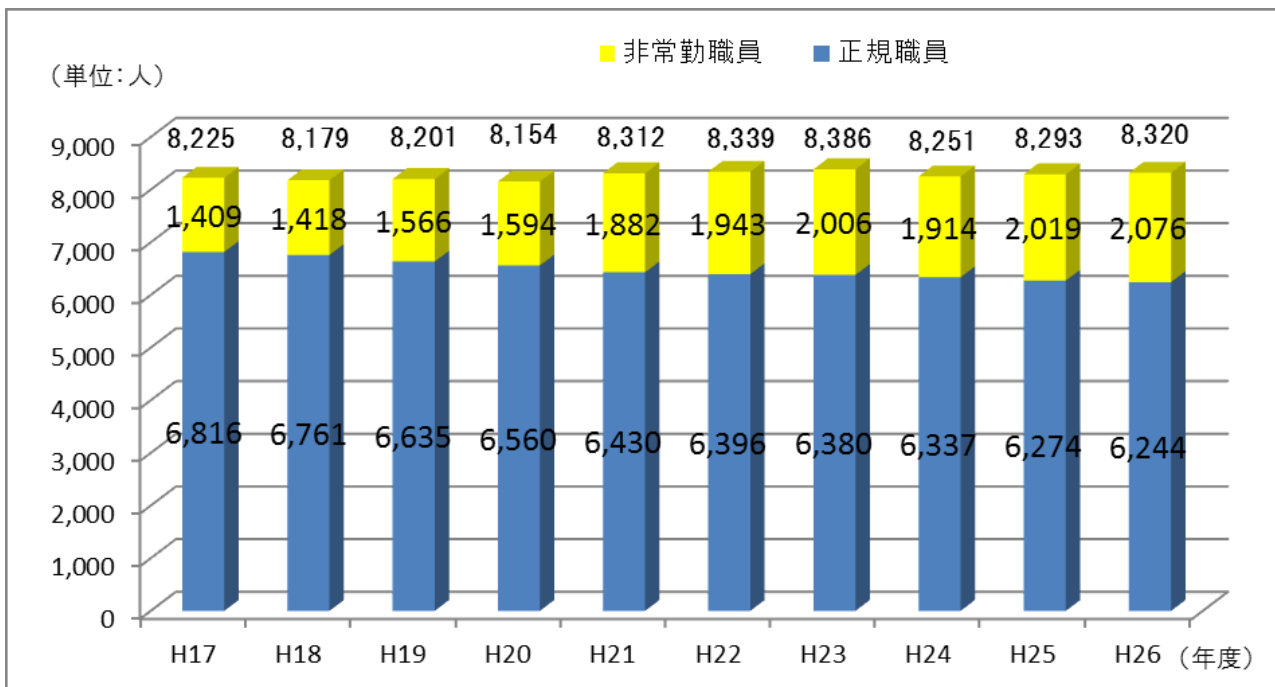
②建替えは40年周期、大規模修繕は15年周期を想定

③建替費用及び大規模修繕費用を含む

本市の所有する「公共建築物」は4,285棟で、10年後には築30年以上が7割を超える予定です。また、総延床面積は2,301,026㎡で、教育施設・市営住宅で約6割を占めています。将来の維持更新費用試算⇒今後30年間に要する費用総額 約9,260億円(309億円/年)。

(3) 職員数(正規・非常勤)の推移

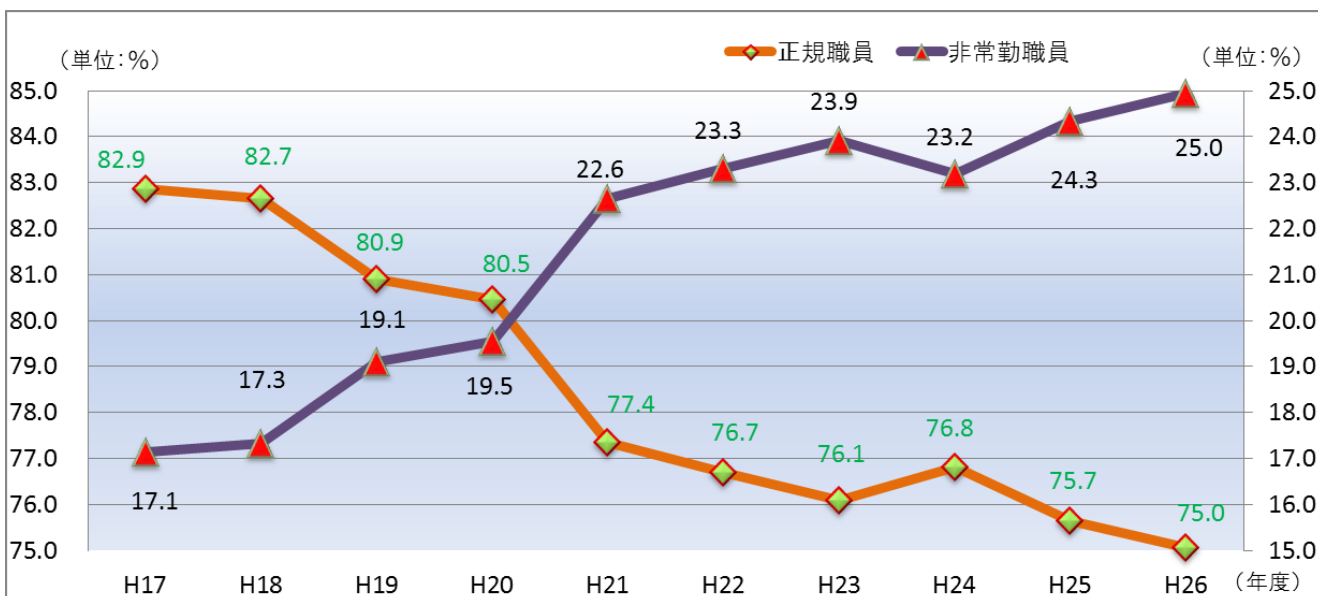
① 職員数の推移



※職員数は各年度の4月1日現在。

第1次・第2次定員管理計画により、正規職員は平成17年度の6,816人が、平成26年度には、6,244人となり約8.4%(572人)削減しました。一方、非常勤職員は、平成17年度の1,409人が、平成26年度には2,076人となり、約47.3%(667人)増加しています。

② 職員全体における正規職員と非常勤職員の割合の推移



平成17年度には、職員全体における正規職員の割合は82.9%、非常勤職員は17.1%でしたが、平成26年度までに、正規職員が7.9%減少し75.0%、非常勤職員は7.9%増加し、25.0%となり、職員全体の約4分の1が非常勤職員となっています。

3 現状を踏まえた課題認識

[人口減少・少子高齢化]

人口減少や少子高齢化は深刻な問題であり、老年人口が増加する一方で、生産年齢人口・年少人口は減少しており、今後、本市が継続的で、安定した行政運営を推進するには、人口減少対策が急務であるほか、常に人口動態を的確に把握し、将来を見据えた適切な行政運営を行うことが課題となっています。

[市民参画・市民協働]

市民参画、市民協働については、これまでの積極的な取り組みにより、確実に実績は向上していますが、「市民参画手続きの形式化」、「協働意識の浸透不足」、「ボランティア参加者の固定化」などが問題としてあげられます。

今後は、市民参画、協働をより一層推進し、協働によるまちづくりを実現することが、課題となっています。

[財政運営]

実質赤字比率など、財政の健全性を表す4指標では、財政の健全性は確保されています。

しかしながら、人口減少等に伴い、市税等の一般財源総額の大幅な増加が見込めない中、生活保護費等の社会保障関係費が年々増加するなど、財政の硬直化が進んでいます。さらに臨時財政対策債や合併特例債の発行により、市債残高は年々増加しています。

このような中、市税収納率は、年々向上していますが、他の政令指定都市と比較すると未だに低い状況となっています。一方、歳出総額に占める建物や道路などの建設に係る投資的経費の割合は、他の政令指定都市と比較すると、高い状況となっています。

今後、市民ニーズに対応した市民満足度の高い行政サービスを継続的に提供するには、財政計画や数値目標を掲げた取り組みなどを一層推進し、安定した財政基盤を確立していくことが、重要な課題となっています。

[公共施設（公共建築物・インフラ資産）]

高度成長期には、人口増加、市民ニーズの多様化に伴い多くの公共施設が整備されてきましたが、現在では、社会的背景や市民ニーズが当時とは大きく変化しており、それに伴い公共施設を取り巻く環境も変革を求められています。

近い将来、多くの公共施設が一斉に更新時期を迎え、多額の維持更新費用が必要になってくることから、人口減少、年齢構成、税収見込みを踏まえた、公共施設の適正配置や施設数、施設規模の見直しが課題となっています。

[職員数]

第1次・第2次定員管理計画により、正規職員の職員数は減少する一方で、非常勤職員は、年々増加しており、総職員数は、ほぼ横ばい状態となっています。

今後は、子ども・子育て支援新制度や社会保障・税番号制度、権限移譲への対応など、新たな行政需要へ対応するため、より一層の職員の適正配置と定員の適正化が課題となっています。

[総括]

人口減少や少子高齢化の進行などにより、今後も厳しい財政状況が見込まれる中、将来の人口動態を見据えた適切な行政運営を行うには、公共施設の適正配置や見直しなどにより、安定した財政基盤を確立するとともに、市民参画、協働や官民連携を一層推進することが課題となっています。

【第2章】

本市の目指すべき行財政改革

1 基本理念(平成34年度に目指すべき行財政改革の将来像)

行財政改革は、「地方自治体の組織や機能を改革することであり、財政の悪化や社会の変化に対応して、組織の合理化、事務の効率化、職員数や給与の適正化などの形で実施される」と考えられてきました。しかし、行財政改革は、単なるコスト縮減を目指すのではなく、住民の生活の豊かさを目指した自治を希求した活動でなければなりません。

地方分権改革が進む中で、より効率的、効果的な行財政運営を実現していくためには、まちづくりを担う主体は市民であるとの考えを市民と市職員は、より強く認識する必要があります。特に、「市民協働」「さまざまな主体との連携」を念頭に、本市に関わるものがそれぞれの役割を担い、責任を持って市政運営に関与する状態を造り出し、「官」と「民」がそれぞれの能力を最大限発揮して、持続可能で豊かな地域社会の実現を図ることが大切です。

そのためには、まず現行の仕事のやり方や仕組みを見直し、行政が担うべきもの、市民と行政が協働して担うべきもの、市民自らが担うべきものを明らかにする必要があります。

これらを踏まえ、本市の目指すべき行財政運営の基本理念として、

『豊かな地域社会を実現するための最適な行財政運営』

を掲げ、その実現に向け、次期の行財政改革推進大綱では、

- I 市民協働・官民連携の推進
- II 質の高い行政運営の推進
- III 持続可能な財政運営の確立

の3つを基本方針とします。そして、すべての基本方針では、「協働」と「連携」という概念を持って、改革に取り組むこととします。

また、行財政改革を進めるうえでは、特に次の三つの点に留意することとします。

まず一点目は、「**改革のスピード**」です。行財政改革は、慎重に時間をかけて進めることも重要です。しかし、慎重になりすぎると、最良の効果が上がる実施時期を逸してしまい、「機会損失」の発生も懸念されるので、素早く、スピード感を持って改革を進めていきます。

二点目は、「**改革の断行**」です。これまで成し得なかった行財政改革の断行を決意し、独創的な発想で具体的な改革案を立案し、意欲的に改革を実施します。

また、行財政改革を「新たな創造の苗床」として考え、市民も含めた本市に関わるすべての主体に「改革断行」の理解を得ながら、浸透させていきます。

そして三点目は、「**行財政運営の効率**」です。限られた資源と財源の中での行財政運営では、無駄の排除が重要であるため、資源や財源の投入量が同じであれば、より大きな成果をあげる手法を採用していきます。

なお、当大綱の目標期間は、現行大綱が平成26年度をもって終了することから、第3次総合計画の基本計画と合わせ平成27年度から34年度までの8年間とします。

2 基本方針の概要

基本方針Ⅰ 「市民協働・官民連携の推進」

市民協働・官民連携のもとでまちづくりを推進していくには、その概念を本市全体に浸透させ、市民をはじめ、本市に関わるすべての主体が理解することが重要です。

このため、市民に開かれた市政運営のもとで、行政が積極的にさまざまな主体へ働きかけ、コーディネートすることで、「協働」「連携」を一層推進していきます。

基本方針Ⅱ 「質の高い行政運営の推進」

行政サービスの質的向上を図り、市民の期待に応え続けるため、優秀な人材の確保と育成、協力して目標に進む組織の実現、ICT(情報通信技術)の進歩に合わせた情報化の推進を図ります。

基本方針Ⅲ 「持続可能な財政運営の確立」

将来にわたり安定した行政サービスを続けるためには、中長期的な視点のもとに、持続可能な財政運営を行うことが必要であり、特に喫緊の課題である公共施設の管理については、効率的・効果的なマネジメントに取り組んでいきます。

3 新行財政改革推進大綱の概念図

基本理念

基本方針

改革の方向



4 基本方針と改革の方向

(1) 基本方針Ⅰ「市民協働・官民連携の推進」

市民協働・官民連携のもとでまちづくりを推進していくには、その概念を本市全体に浸透させ、市民をはじめ、本市に関わるすべての主体が理解することが重要です。

このため、市民に開かれた市政運営のもとで、行政が積極的にさまざまな主体へ働きかけ、コーディネートすることで、「協働」「連携」を一層推進していきます。

本市の「まちづくり」の最高規範である「自治基本条例」では、市民が主体となり、市と協働してまちづくりを行うとしており、この考えを本市全体へ浸透させる必要があります。さらに、「協働」を進めるには、本市にある資源を掘り起こし、「市民」と「行政」が持つ力を出し合う必要があると考えます。その際に重要なことは、行政も市民も互いに頼りきりにならないで、互いの役割を責任を持って担うことです。

「まちづくり」における役割には、自らが行う「自助」、近隣や各主体が互いに助け合う「共助」、国や自治体が手を貸す「公助」がありますが、これからは、より「共助」の部分に焦点を当てることが重要です。

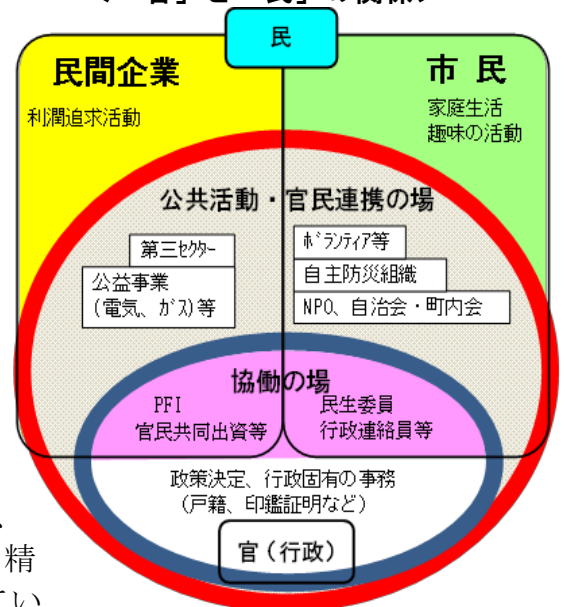
なぜなら、即応が求められ、且つ、複雑多様化する地域の課題に対して、すべてを行政で対応できるとは限らないからです。

したがって、「公共活動・官民連携の場¹」の活性化を図り、市民主体の公共的活動や官民が連携した活動の促進を図ることで、「官」「民」それぞれが担うべきものと、「協働」「連携」で実施するものが上手く融合し、地域の実情にあった「まちづくり」が進むものと考えます。

そして、「官」だけではなく、市民参加のもとで、NPOや企業等が、積極的に暮らしに必要なサービスの提案及び提供主体となって、教育、子育て、保健、介護、文化、環境、防災等において、共助の精神で行う仕組みや体制を作り、その活動を実践していくことが必要となっています。

これらを踏まえ、ここでは、「市民参加・協働の推進」「官民連携の推進と民間活力の活用」「開かれた市政の推進」の3つの改革について、本市の進むべき方向を提示します。

<「官」と「民」の関係>



基本方針

改革の方向

Ⅰ 市民協働・官民連携の推進

1 市民参加・協働の推進

2 官民連携の推進と民間活力の活用

3 開かれた市政の推進

改革の方向1 「市民参加・協働の推進」

地方分権が進む時代において、豊かなまちづくりを行うには、行政と市民の連携と協働は不可欠です。このため、市民の行政への参画を推進するとともに、併せて、男女共同参画に取り組んでいきます。また、より良い自治の実現に向け、権限の移譲について、財源の移譲も含め、国等へ積極的に働きかけていきます。

地方分権の時代では、静岡市のことは静岡市が責任を持って決定し、実行していかなければなりません。その際に大切なことは、市民の考えや思いを行政へ反映させることと、静岡市がより好ましい自治を行うために必要な権限を持つことです。

このため、前者については、単にアンケート調査の結果などをもとにして、行政内部で物事を決定するのではなく、意思形成のプロセスへの市民の参画を推進することが必要です。また、市民が能力を発揮し、行政とともに積極的に「まちづくり」にかかわっていく姿勢を持つよう求めていくことも重要です。そして、後者については、市民に最も近い基礎自治体として、権限の移譲について、財源と合わせて受けるよう、国や静岡県へ積極的に働きかけることが重要です。

また、「市民活動の促進に関する条例」をもとに「まちづくり」を進めるには、行政だけでなく、市民の参加を促し、行政と市民が連携できる環境整備に努めることが重要です。

さらに、議論に幅を持たせ、より良い発想を生むためには、意思決定の場における女性の割合を高めるとともに、市民参加の場でも積極的に女性の参画を促進する必要があります。

本改革の方向では、特に重要である「市民参加・協働と権限移譲」、「市民活動・地域活動の促進」、「男女共同参画の推進」の視点から、目指すべき方向を示します。



ガイドボランティア事業の様子
(日本平動物園)

① 市民参加・協働と権限移譲

- ・職員、市民に「自治基本条例」「市民参画の推進に関する条例」「市民活動の促進に関する条例」の3つを浸透させ、条例の目指す市民参画と協働を推進していきます。

- ・職員と市民が接する機会を増やし、行政と市民が互いに身近な存在となるよう取り組んでいきます。

- ・国等からの権限移譲後は、市民の利便性向上に直結するよう、市の制度や体制の見直しを併せて行っていきます。

② 市民活動・地域活動の促進

- ・職員と市民の双方を対象とし、「協働」の理解を深めるための取り組みを進めるとともに、「市民活動・地域活動」の好事例を積極的に発信し、それらの活動を促進していきます。

- ・地域活力の活性化を図り、市民の暮らしを充実させるため、地域活動の担い手となる人材の育成を推進していきます。

③ 男女共同参画の推進

- ・男女共同参画を推進するため、市民への積極的な啓発活動を行い、意識改革を促します。

- ・女性が政策決定などに参画できる環境整備を行い、市政に女性の考えが反映できるよう努めていきます。

改革の方向2 「官民連携の推進と民間活力の活用」

「官民連携」を推進するためには、本市として目指す「官」と「民」の関係を明確にし、両者の担う役割を再確認する必要があります。このため、それぞれの役割について、すべての主体が理解できるよう、積極的に啓発し、新しい官と民の関係を構築していきます。

また、行政は、単に民間に頼るのではなく、互いの力を出し合い、相乗効果が得られるよう取り組んでいきます。

先行きが不透明な社会経済情勢の中で、限られた資源を有効に活用し、豊かな地域社会を築くためには、行政の力だけでは十分とはいえ、「民間」の力が不可欠となります。これまでも「民間活力の活用」が叫ばれ、本市でも積極的に取り組んできましたが、これからの時代は「活用」だけではなく、「官民連携」を強化、推進していく必要があります。

つまり、これまでとは違った「官」と「民」の関係を築いていくことが重要です。

そのためには、「まちづくり」における「公共活動・官民連携の場」も含め、その機能と役割を再確認し、新しい両者の関係を構築していく必要があります。

一方では、これまで「民間活力の活用」として取り組んできた「指定管理者制度²」や「外郭団体³」の活用について、その内容と効果を検証し、市民生活にとってより効果的なものへと見直すことが重要となっています。

本改革の方向では、特に重要である「官民パートナーシップの推進」、「民間活力の活用」、「外郭団体の経営改善」の視点から、目指すべき方向を示します。

① 官民パートナーシップの推進

- ・「官民連携地域活性化会議⁴」の取組みを「呼び水」として、これからの新しい官民連携のスタイルを考え、推進していきます。
- ・民間企業との人事交流による研修を引き続き実施することで、市職員及び民間企業社員の育成と官民の相互理解の醸成に努めていきます。

② 民間活力の活用

- ・「公共活動・官民連携の場」を「民」の主体的な活動の場として捉え、その活動促進を図ります。
- ・一層の民間活力の活用を図るため、指定管理者制度の導入効果が見込まれる施設については、積極的に導入を進めていきます。
- ・指定管理者が柔軟な発想で進める独自事業を展開できるように、利用料金制⁵の積極的な導入を進めていきます。
- ・PFI⁶の実施にあたっては、他の自治体における事例も検証しながら、最大の効果が得られるよう、適切な事業実施について検討していきます。

③ 外郭団体の経営改善

- ・行財政改革推進審議会による外郭団体における「市としての公益性」の検証では、すべての団体で公益性があると確認されましたが、今後、各団体がより一層、市民生活の利便性と市民福祉の向上に取り組めるよう、各団体とのつながりを強めていきます。
- ・独自事業の拡大や安定した経営のため、収入の確保など財政基盤が強化されるよう各団体との連携を図るとともに、自主的・自立的運営を促進します。



PFI 事業で運営する
静岡市清水文化会館(マリナート)

改革の方向3 「開かれた市政の推進」

市民との協働や官民連携を進めるには、行政は閉鎖的であってはならず、行政と市民が相互信頼関係を構築することが重要です。このため、積極的な広報と情報公開を進め、「透明性と公正性」を確保することで、市民がより身近に感じられる「開かれた市政」を推進していきます。

市民との協働によるまちづくりを推進するには、行政と市民は互いに信頼しあい、近い存在でなければなりません。

そのためには、市は広報の充実と適正な情報公開を進め、市政の透明性と公正性を確保し、「開かれた市政」を推進することが重要になります。

まず、広報については、現行の「戦略広報プラン」の更なる改善を行い、情報発信に努める必要があります。次に、情報公開では、職員が情報公開に対する意識と理解を深める取り組みや積極的な情報の提供に努めることが重要です。さらに、市政運営における透明性と公正性の確保においては、不祥事につながりやすい契約事務の適正な執行が必要となります。

このほか、地方分権時代への対応や、市民参画のもとで地域の実情に即した「開かれた市政」を運営するには、法令の自主解釈や条例の制定なども重要であり、法務能力を持った職員の育成が急務であるほか、条例などの法規を政策実現のための手段として、活用することが重要となります。

本改革の方向では、特に重要である「積極的な情報発信」、「市政情報の共有化・透明性の確保」、「条例による政策の実現」の視点から、目指すべき方向を示します。

① 積極的な情報発信

・広報活動の重要性を職員が再認識する意識改革や研修を進め、広報マインドの向上を図ることで、積極的かつ効果的な広報活動を推進します。

・急速に普及するスマートフォンやタブレット端末への対応も含め、ワイヤーサービス⁷やSNSなど多様な媒体や最新のICT⁸の利活用により、積極的な情報発信と情報発信力の強化に努めます。



Facebook を活用した情報発信

② 市政情報の共有化・透明性の確保

・一般競争入札⁹を増やすよう努めるとともに、建設工事で進める総合評価方式¹⁰の充実と改善を進めていきます。

・職員の資質向上に取り組むとともに、積極的な情報提供を含む適正な情報公開の推進と行政運営の透明性と公正性を確保するよう取り組んでいきます。

③ 条例による政策の実現

・政策法務¹¹を総合的に推進し、より質の高い政策の立案、執行に努めていきます。

・社会情勢の変化等に的確に対応した政策を実施するため、条例のマネジメントを着実に実施していきます。

・分権時代に即した行政運営を担うため、必要な法務能力の向上を目指す職員研修を導入していきます。

(2) 基本方針Ⅱ 「質の高い行政運営の推進」

行政サービスの質的向上を図り、市民の期待に応え続けるため、優秀な人材の確保と育成、協力して目標に進む組織の実現、ICT(情報通信技術)の進歩に合わせた情報化の推進を図ります。

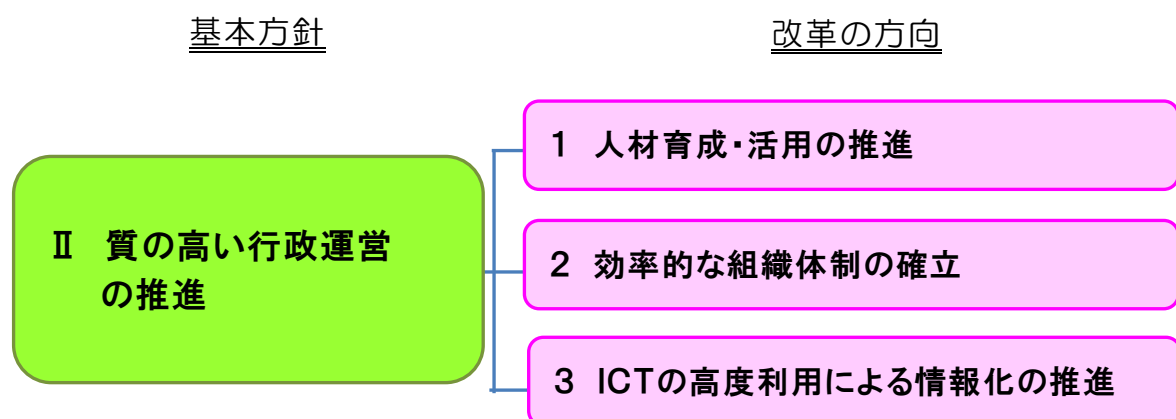
行政運営の中心は、そこで働く職員とその組織及び、本市が保有する情報であることから、これからも本市が質の高い行政サービスを提供し、市民の期待に応え続けるためには、市の「人材」、「組織」、「情報」に関する基本的な方向性を確立し、効率的に運営していくことが必要です。

市民ニーズが多様化、複雑化する中で、市民の福祉の向上を目指して、「人(人材)」を確保し、活用することは、本市が主体となって取り組むべき課題であり、そのためには、優秀な人材の確保と育成、さらには公正な人事と評価が求められています。

また、質の高い行政運営を行うには、職員の確保や育成だけでなく、職員が持てる能力を発揮し、協力しながら目標に向かって進む組織体制を構築することが重要となります。その組織は、簡素で柔軟性の高い体制を目指すとともに、部門ごとの適正な定員管理を実現していく必要があります。

さらに、市の仕事を遂行するうえでは、今日のICTを最大限に活用することが重要です。ICTを活用し、情報化を効率よく適切に推進することは、市民に対する行政サービスの質的向上につながると考えられ、日々運用するシステムを最適化し、市民生活の向上につなげることが求められています。

これらを踏まえ、ここでは、「人材育成・活用の推進」「効率的な組織体制の確立」「ICTの高度利用による情報化の推進」の3つの改革について、本市の進むべき方向を提示します。



改革の方向1 「人材育成・活用の推進」

多様化する行政需要に対応するには、個々の職員の能力を、さらに向上させるとともに、その能力を最大限発揮できる環境を整える必要があります。このため、職員の採用、育成、活用、評価について見直し、充実させていきます。

組織は人で動くことから、そこで働く職員の育成は重要な課題です。

行政需要が多様化、複雑化する中、今後の地方自治体職員には、業務を効率的に行う事務処理能力、問題解決を図る分析力や洞察力、多様な相手と意思疎通し、合意形成するコーディネート力等の向上が求められますが、特に、仕事や研修で得たノウハウや知識等を市政運営に活かす仕組みを充実させることが重要です。

また、毎年新たな職員の採用があるなかで行政サービスの質を確保していくためには、適切な職員数を確保するとともに、退職する職員の知識や技能を伝承し、職員の質を維持、向上していく必要があります。

さらに、任用等の人事制度と仕事の成果、職員としての考え方や行動を評価する人事評価制度は、勤労の意欲ややりがいに関わる制度であり、効果的に活用しなければなりません。

本改革の方向では、特に重要である「人材確保と人材育成の推進」、「人事制度の運用・改善」の視点から、目指すべき方向を示します。



市職員研修の様子

① 人材確保と人材育成の推進

- ・職員募集時のPRや採用のあり方を総合的に検証、検討し、他の自治体や民間企業における採用の手法を研究して、積極的に取り入れていきます。
- ・「地方分権・協働型」「価値創造型」の社会に適応した人材を育成するため、戦略的なビジョンにより10年後、20年後を見据えた育成を行います。
- ・プロデュース力、調整力、企画・提案力、実践力等を伸ばす研修や、失敗を恐れず挑戦し、変革していくことができる人材を育成する研修を検討していきます。

② 人事制度の運用・改善

- ・行政にかかる多くの知識を身につけるため、専門性の確保にも考慮した上で、さまざまな職場での経験を仕事に活かせるような人事制度、職員の経歴や専門性をもとにしたキャリア形成¹²を促す制度をより充実させていきます。
- ・非正規職員¹³の処遇改善を検討するなど、より一層のモラル向上につながるよう、働きやすい職場環境を整備していきます。
- ・女性の活躍を推進するため、管理職における女性職員の積極的な登用を進めていきます。
- ・専門的かつ高度な知識・スキルを保有し、仕事に活用している職員を表彰する制度や、業績を適正に評価するとともに、職員の処遇に反映させる人事評価制度を構築し、管理職だけでなく、全職員を対象に給与に反映させていきます。

併せて、分限制度¹⁴の厳正な運用について、検討していきます。

改革の方向2「効率的な組織体制の確立」

市民に分かりやすく、総合力と柔軟性の高い組織体制を構築していきます。
また、増加する業務を最適な職員数で遂行するため、計画的に定員管理に取り組んでいきます。

地方分権改革に伴う権限移譲が進み、政令指定都市として担う業務が増加する中、これからも市民の期待に応える行政運営を行っていくためには、市民と協働していくことのできる分かりやすい組織体制、また職員の能力を最大限に発揮させる簡素で柔軟性の高い組織体制を構築していく必要があります。

また、増加する業務を最適な職員数で遂行するため、各部門へ職員を適正配置するとともに、計画的に職員数をコントロールしながら、常に定員管理に取り組んでいかなければなりません。

さらに、職員は労働者であり、労働の対価として給与を得ていますが、その給与水準については市民に理解してもらえよう努めることが重要です。

本改革の方向では、特に重要である「組織・機構の見直し」、「定員の適正化」、「職員給与制度の点検と改善」の視点から、目指すべき方向を示します。

① 組織・機構の見直し

- ・組織の整理統合や庁内横断的プロジェクトチーム制の活用等により、簡素で市民に分かりやすく、総合力、柔軟性の高い組織編成を目指していきます。
- ・各局等の意向が反映される庁内分権型の組織編成制度の導入を検討するとともに、各組織、各職員には、「部分最適」ではなく、「全体最適」を意識する発想への転換を図るよう努めていきます。
- ・市民に身近な区役所や公共施設の窓口サービスの質の向上を図るための体制を構築していきます。

② 定員の適正化

- ・客観的な手法により、部門ごとの定員の適正化を検証し、行政サービスの低下を招かないよう配慮しながら、計画的な職員数のコントロールと適正配置を行い、常に定員の管理に取り組みます。
- ・正規職員と非正規職員の役割を検証するとともに、本市が担う業務量を考慮し、中長期的な視点を持って、職員構成のバランスに配慮した職員採用を行います。

③ 職員給与制度の点検と改善

- ・人事委員会勧告による給与水準の決定の仕組みを、市民に理解してもらえよう努めていきます。
- ・給与制度の点検と見直しを継続的に行うとともに、特に、特殊勤務手当¹⁵については制度の主旨に合わないものはないか十分な検証を行います。

改革の方向3 「ICTの高度利用による情報化の推進」

社会経済情勢の変化を的確に捉え、ICTの活用による行政サービスの高度化と地域の活性化を推進するとともに、システムの最適化による業務の効率化と行政サービスの向上を図ります。

平成22年に国が発表した「新たな情報通信技術戦略」を背景に、本市においても、ホームページや行政手続きのオンライン化による「行政サービスの高度化」、システムの最適化による「行政運営の簡素化・効率化」、情報通信技術を活用した「地域活力の向上」に取り組んできました。

しかしながら、情報化社会は急速に発展しており、今後は、国の「世界最先端IT国家創造宣言」等を踏まえ、オープンデータ¹⁶やビッグデータ¹⁷などの、ICTを活用した効果的・効率的な情報提供等を推進し、行政サービスの高度化に努める必要があります。

また、各種データや最新のICTを活用できるよう、システムの最適化を図り、業務の簡素化・効率化を図るとともに、効果的に行政情報を発信し、地域活力の向上に繋げていくことも重要です。

本改革の方向では、特に重要である「ICTの活用」、「システムの最適化」の視点から、目指すべき方向を示します。



① ICTの活用

- ・「行政サービスの高度化」を図るため、受け手の立場に立ったICT活用方法を検討し、わかりやすく親しみやすい情報提供を行います。
- ・「地域活力の向上」には、学校や市民に対する行政情報の提供方法が課題であり、特にGIS¹⁸を活用した情報戦略を検討していきます。
- ・ブロードバンド¹⁹の整備など情報インフラ整備については、市民の需要量と費用対効果を踏まえた上で、その手法を検討していきます。
- ・情報化を推進する際には、ICT弱者への対応にも留意することとします。

② システムの最適化

- ・蓄積したデータやICTのメリットをトップマネジメント²⁰や市民に還元できるよう、各種システムの最適化を行います。
- ・必要な情報セキュリティ対策を行うとともに、システム拡大に伴う、経費増大にも適切に対応できるよう努めていきます。

(3) 基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

将来にわたり安定した行政サービスを続けるためには、中長期的な視点のもとに、持続可能な財政運営を行うことが必要であり、特に喫緊の課題である公共施設の管理については、効率的・効果的なマネジメントに取り組んでいきます。

我が国の人口及び年齢構成は大きく変化しており、本市においても今後、人口減少と少子高齢化の傾向は続くと見込まれています。

特に、生産年齢人口の減少による市税等の減収も予想される一方で、老年人口の増加に伴い、社会保障費が年々増加するなど、厳しい財政状況が続くものと思われます。

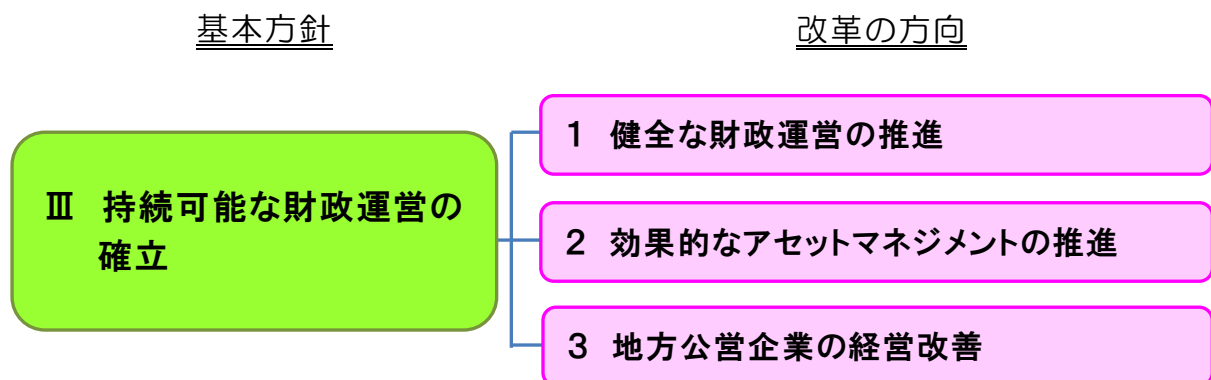
このような中、市民に対して、継続して安定した行政サービスの提供を行うには、中長期的な視点から財政計画を策定し、持続可能な財政運営を確立することが重要です。

このためには、本市自らが確保できる自主財源²¹の拡充に努めるとともに、行政が関与すべき程度や妥当性などの視点から、常に財政支出の内容の点検と見直しが必要です。

また、合併により、多くの公共施設を所有しており、今後、これらの維持管理と更新が、財政を圧迫することが考えられるため、総資産量の適正化や長寿命化など、早期の対応が求められています。

さらに、市民生活に不可欠なサービスである、上下水道事業や病院事業など、地方公営企業²²の経営基盤を強化し、インフラの適切な維持と医療提供体制の安定確保も重要な取組みとなります。

このような状況を踏まえ、ここでは、「健全な財政運営の推進」「効果的なアセットマネジメント²³の推進」「地方公営企業の経営改善」の3つの改革について、本市の進むべき方向を提示します。



改革の方向1 「健全な財政運営の推進」

多様化する市民ニーズに柔軟に対応するには、弾力的な財政運営が必要です。
このため、歳入の確保と歳出における無駄の排除及びフローとストックの両面により、財政全体の健全化を図ることとします。

厳しい財政状況が続く中、社会経済情勢の変化と多様化する市民ニーズに柔軟に対応し、質の高い行政サービスを提供するには、弾力的な財政運営を維持・継続する必要があります。

このためには、安定した自主財源の確保と予算配分の不断の点検と見直しを行うとともに、中長期的な視点で財政計画を策定し、フローとストック²⁴の両面から、財政全体をコントロールすることが重要です。

本改革の方向では、健全な財政運営を推進する上で、特に重要である「財政健全化の取組」、「自主財源の確実な確保」の視点から、目指すべき方向を示します。

① 財政健全化の取組

- ・財政の健全性を確保し、その現状を検証するには、単年度の収支改善のみでなく、地方債²⁵の発行をコントロールすることが重要であり、さらに中長期的な視点から財政計画を策定し、フローとストックの指標を掲げ、各指標に留意した財政運営を行うこととします。
- ・行政が関与する範囲を再点検し、官民の役割分担の明確化を図ることで、より一層の事務事業の見直し、統廃合を進めていきます。
- ・行政評価のPDCAサイクル²⁶を活用するなど、予算配分の不断の点検と見直しを強化し、徹底的に無駄の排除を図ります。
- ・建設副産物の再利用と設計VE²⁷等による公共工事のコスト縮減をより一層推進するほか、公共工事の品質向上のための指標の導入を検討していきます。

② 自主財源の確実な確保

- ・税負担等の公平性を確保するとともに、安定した自主財源を確保するため、より一層、市税等の収納率の向上と滞納整理に努めていきます。
- ・庁内で滞納に関する情報の共有化を図り、関係部署と協力しながら滞納徴収を行う方法を検討するとともに、滞納を発生させないよう取組んでいきます。
- ・本市の所有する資産を積極的に有効活用するため、未利用地の貸付や広告事業などを推進するとともに、活用目的が明確でない未利用地については、積極的に売却し、収入確保に努めていきます。

市の支出を一人当たりに置き換えると全体では約 38 万円（一般会計） 主なものは・・・

○子育て支援や生活保護など福祉に・・・○道路や公園整備などまちづくりに・・・ ○市債の返済に・・・



- ・市民一人当たりの市税負担額は 約 17.7 万円
- ・市民一人当たりの市債現在高（一般会計） 60.5 万円（H25 年度決算）

改革の方向2 「効果的なアセットマネジメントの推進」

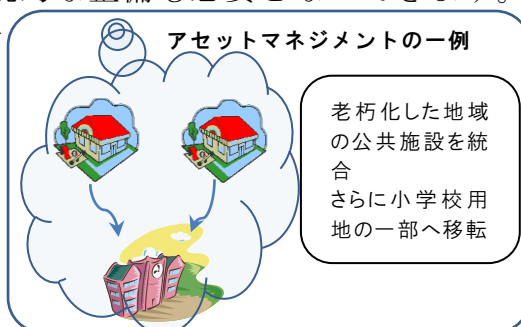
限られた資源で本市の所有する公共資産の維持管理を行うには、総資産量の適正化と長寿命化対策が不可欠であるため、アセットマネジメント(公共資産の効率的な管理・運営)を推進していきます。

本市は、合併等により、学校や市営住宅等の「公共建築物」や道路や公園、上下水道等の「インフラ資産」など、多くの公共施設を所有しています。現在、公共建築物の半数以上は築後30年以上経過しており、今後、施設の更新や大規模な修繕を要するとともに、市民生活に不可欠なインフラ資産の継続的な整備も必要となってきます。

特に、今後30年間に要する公共建築物の維持更新費用は、約9,260億円と試算され、厳しい財政状況の中、財源の捻出は非常に難しい状況です。

このため、社会経済情勢の変化と現在のニーズを捉えつつ、公共資産の総資産量の見直し・適正化と長寿命化対策を進めていかなければなりません。

本改革の方向では、アセットマネジメントを推進する上で、特に重要である「総資産量の見直しと適正化」、「長寿命化対策」の視点から、目指すべき方向を示します。



① 総資産量の見直しと適正化

- ・人口動態や市民ニーズなどを踏まえ、公共施設の総資産量の適正化を図り、総量抑制と縮減に取り組むほか、地域のバランスを考慮した施設配置を行います。
- ・施設を更新、継続する場合は、「複合化」、「多機能化」、「ダウンサイジング²⁸」を図り、地域性や市の面積、財政状況、人口動態に合った適正な施設数と施設規模とするよう取り組んでいきます。
- ・施設を廃止する場合は、利用者への代替サービスを考慮しながら、建物の総量を縮減するほか、同様の民間施設があれば、当該施設の有効活用を検討していきます。
- ・アセットマネジメントを推進するため、専門部署が設置されたことから、今後は庁内関係部署との連絡・調整会議を設置するなど、組織間の連携強化を図ります。

また、施設の廃止等を判断する場合は、必要に応じ第三者機関を設置するなど、実効性のある推進体制を構築するよう努めていきます。

② 長寿命化対策

- ・「公共建築物」と「インフラ資産」を維持、継続する場合は、長寿命化を図り、投資額とランニングコストを抑制するとともに、長期にわたり、安全・快適に利用可能な施設を提供していきます。

改革の方向3 「地方公営企業の経営改善」

市民のライフラインと安定した医療体制を確保し、効率的で質の高い行政サービスを提供するため、上下水道事業や病院事業の地方公営企業の経営改善に取り組めます。特に、病院事業では、地方独立行政法人化を着実に進めていきます。

市民のライフラインである水道水の安定供給や公共下水道の整備による快適で衛生的な生活基盤の確保、また、医療による市民の生命・健康の安全・安心を確保するため、地方公営企業の担う役割は重要です。

しかしながら、上下水道事業では、老朽化により多くの上下水道管や施設が一斉に更新時期を迎えるほか、地震や浸水対策などの課題を抱えています。

また、病院事業では、医師不足が懸念される中、医療職を確保し、質の高い安定した医療サービスを提供していかなければなりません。

このため、地方公営企業は、提供するサービス内容を検証し、新たな経営計画を策定して、より健全な経営に取り組むとともに、包括民間委託、地方独立行政法人制度、PFIなど、費用対効果を最大限発揮できる事業手法を検討する必要があります。

本改革の方向では、特に重要である「上下水道事業の経営改善」と「市立病院の経営改善」の視点から、目指すべき方向を示します。



静岡病院
ロボット支援手術の様子

① 上下水道事業の経営改善

- ・最大の課題である上下水道管や施設の老朽化対策については、アセットマネジメントの考え方を採り入れ、効率的に更新を進めていきます。
- ・人口減少等に伴い、水道料金が減収傾向であるため、減収対策に取り組むほか、下水道の面整備²⁹を効率的に進め、普及率の向上を図ることで、収入確保に努めていきます。
- ・新たな経営計画の策定の際は、引き続き施設の更新整備や経営に関する指標を設定し、目標と現状を公表して、目標を達成するよう取り組んでいきます。

② 市立病院の経営改善

- ・民間企業の経営等の考え方や手法を採り入れ、効率的で公共性の高いサービスを提供し、医療環境に迅速、柔軟に対応するため、地方独立行政法人化³⁰を着実に推進していきます。
- ・市立病院の目指すべき姿を示すとともに、医療サービスの質や利用者の満足度なども包括した中長期の計画を策定し、積極的に経営改善を進めていきます。
- ・医療サービス向上のため、医療スタッフの安定的な確保に努めていきます。

用語解説

[公共活動・官民連携の場]¹ 本答申における「公共活動・官民連携の場」とは、官と民が互いに連絡を密にし、情報を共有しながら、官の支援のもとで民が主体となって地域社会のために行う公共的活動を意味します。あくまで、活動の主体は民であり、その活動が円滑に進むよう、官は財政的な援助や場所の提供などを行います。

[指定管理者制度]² 指定管理者制度とは、公の施設（住民の福祉を増進する目的をもって、地方公共団体が設置し、住民の利用に供するための施設）の管理運営を行う民間事業者等を「指定管理者」として指定し、民間のノウハウを活用しつつ、サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的とした制度です。この制度の創設により、地方自治体や外郭団体以外の民間企業も公の施設の管理運営に参入することができるようになりました。

[外郭団体]³ 外郭団体とは、官公庁から出資・補助金等を受け補完的あるいは代替的な業務を行う団体の総称です。出資関係等の法制度面のほか、事業・活動の内容及び人事等の実質的な運営面において官公庁との密接な関連性を持っており、設立の経緯、目的、組織形態、所管官庁の出資割合や出向職員数について、そのあり方は多種多様です。主に特例民法法人及び公法人並びに特殊法人（「一般財団法人・公益社団法人等」「一般社団法人・公益社団法人等」及び「特定独立行政法人等」並びに「法人格のない財団」（いわゆる「任意団体」等）などの形態があります。

※本市の外郭団体は、基本財産等の25%以上を出資している団体です。

[官民連携地域活性化会議]⁴ 官民連携地域活性化会議とは、静岡経済同友会の提言に基づき、本市の市政運営の指針である「まちみがき戦略推進プラン(平成23年10月策定)」に位置付けられた組織で、経済人・学識経験者・行政職員で構成されます。従来のような「シンクタンク」ではなく「ドウタンク」として、官民が「win-winの関係」を構築し、人口増加策を進め、地域活性化を実現することを目指しています。

[利用料金制]⁵ 利用料金制とは、施設の管理から生ずる使用料等（施設の利用料や入場料など）を自治体の収入とはせず指定管理者の収入とし、指定管理者が施設の管理経費に充てる制度。したがって、指定管理者は、地方自治体からの施設管理のための委託料と使用料等の収入をもって、施設の管理を行うこととなります。この制度を採用することにより、指定管理者のインセンティブが高まり、サービスの質や量が向上すると考えられています。

[PFI]⁶ PFI（Private Finance Initiative）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法です。民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、地方自治体が直接実施するよりも効率的かつ効果的にサービス提供できる事業をPFIの手法で実施します。海外では、PFI方式によるサービスの提供が実施されており、有料橋、鉄道、病院、学校などの公共施設等の整備や再開発などの分野で成果を収めています。

[ワイヤーサービス]⁷ ワイヤーサービスとは、専門の広報通信社が、配信する情報に応じた「配信リスト」を使用し、適切な配信先にいち早くニュースなどを配信するサービスのことです。

[ICT]⁸ ICT（Information and Communication Technology：別名 情報通信技術）とは、情報処理および情報通信、つまり、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称です。IT（情報技術）のほぼ同義語です。

[一般競争入札]⁹ 一般競争入札とは、参加資格を満たす不特定多数の業者が参加できる競争入札で、入札情報を公告して参加申込を募り、希望者同士で競争に付して契約者を決めます。業者をあらかじめ絞り込む指名競争入札に対して、談合が起きにくいとされています。

[総合評価方式]¹⁰ 総合評価方式とは、価格だけで契約先を決定する落札方式と異なり、品質を高めるための新しい技術やノウハウなど、価格以外の要素を含めて、総合的に評価して契約先を決定する入札方式のことです。

[政策法務]¹¹ 政策法務とは、市の政策の立案執行や公共的課題の解決に当たり、立法、法の解釈運用、争訟などの場面を通して「法」を能動的かつ積極的に活用していく概念です。

[キャリア形成]¹² キャリア形成とは、個人が関連した職務経験の連鎖を通して、職業能力を蓄積、形成していくことです。

[非正規職員]¹³ 非正規職員とは、臨時的・補助的業務に従事する臨時的任用職員及び非常勤嘱託職員のことです。

[分限制度]¹⁴ 分限制度とは、成績主義の原則の下、公務員が情実に左右されず、全体の奉仕者として公正に職務を遂行する環境を確保する趣旨で、一定の事由に該当する場合には、職員の意に反して免職、降任等の処分を行うことにより、公務の適正かつ能率的な運営を図ろうとする制度のことです。

[特殊勤務手当]¹⁵ 特殊勤務手当とは、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務に従事した場合、その勤務の特殊性に応じて支給されます。特殊勤務手当の種類、対象となる業務等の範囲、手当の額及びその支給の方法は、条例で定められています。

[オープンデータ]¹⁶ オープンデータとは、行政機関が保有するデータ（公共データ）を使いやすい形で民間開放することです。これにより、行政の透明性・信頼性の向上や官民連携による公共サービスの実現、また、さまざまな主体がビジネス活用することで新事業・新サービスの創出などにつながることを期待されています。

[ビッグデータ]¹⁷ ビッグデータとは、従来のデータベース管理システムなどでは記録や保存、解析が難しいような巨大なデータ群のことです。明確な定義はありませんが、企業向け情報システムメーカーのマーケティング用語として多用されています。

[GIS]¹⁸ GIS（Geographic Information System）とは、地理情報システムのことで、位置や空間に関するさまざまな情報をコンピュータを用いて重ね合わせ、情報の分析・解析をおこなったり、情報を視覚的に表示させるシステムです。文字や数字、画像などを地図と結びつけ、コンピュータ上に再現し、位置や場所からさまざまな情報を統合したり、分析したり、分かりやすく地図表現したりすることができます。

[ブロードバンド]¹⁹ ブロードバンドとは、高速・大容量のデータ通信が可能な回線のことです。

[トップマネジメント]²⁰ トップマネジメントとは、組織の基本方針、総合的な計画、統制など全般的な管理に関する意思決定機能のこと、または意思決定を行う者、若しくはグループのことです。

[自主財源]²¹ 自主財源とは、自らの権限で収入しうる財源で、地方税、分担金、負担金、使用料、手数料、財産収入などがあります。

[地方公営企業]²² 地方公営企業とは、地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供するさまざまな事業を行うために、地方自治体が経営する企業のことです。事業の種類は、地域住民の福祉の増進に資する限り制限はありません。

[アセットマネジメント]²³ アセットマネジメントとは、計画的に効率よく施設の整備や維持管理を行うことで施設の寿命を延ばしたり、利活用促進や統廃合をすすめることで将来負担の軽減を図り、都市経営上の健全性を維持していく手法のことです。

[フローとストック]²⁴ フローとストックとは、「フロー」は資金繰りに焦点を当てたもので各年度の収支を意味し、「ストック」は負債や資産の蓄積に焦点を当てたもので借入金や積立金の残高を意味します。

[地方債]²⁵ 地方債とは、地方自治体が財政上の収入不足を補うために、借入れを行い資金を外部から調達することです。なお、借入れの返済は、一会計年度を超えて行われます。原則として、公営企業（交通、ガス、水道など）の経費や建設事業費の財源を調達する場合など、地方財政法第5条各号に掲げる場合においてのみ借入れを行うことができます。ただし、その例外として、地方財政計画上の通常収支の不足を補填するために、平成13年度以降、臨時財政対策債が認められています。

[P D C Aサイクル]²⁶ P D C Aサイクルとは、Plan/Do/Check/Actionの頭文字を揃えたもので、計画（Plan）→実行（Do）→検証（Check）→改善（Action）の流れを次の計画に活かしていくプロセスのことです。この4段階の活動を繰り返し行うことで、継続して業務の改善を行っていきます。

[設計V E]²⁷ 設計V E（Value Engineering）とは、設計時に設計担当者以外の者の意見や考えを取り入れ、設計に対して、機能向上及びコスト縮減につながる検討を行うことです。

[ダウンサイジング]²⁸ ダウンサイジングとは、サイズ（規模）を小さくすることです。「もの」や「組織」などさまざまなことに関して用いられます。

[下水道の面整備]²⁹ 下水道の面整備とは、住宅などから出る汚水（トイレ、風呂、台所、洗面所、洗濯機などで使われた水）を、終末処理場まで運ぶための下水道管を整備する工事のことです。

[地方独立行政法人]³⁰ 地方独立行政法人とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施される必要のある事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できない恐れがあるものを効率的・効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人のことです。



平成 26 年 11 月 7 日

静岡市長 田辺信宏様

静岡市行財政改革推進審議会
会長 曾根正弘



静岡市新行財政改革推進大綱（案）について（答申）

平成 25 年 7 月 9 日付け 25 静総行行第 1019 号をもって諮問のありました
新たな静岡市行財政改革推進大綱（案）について、本審議会として慎重に審
議し、意見を取りまとめましたので、答申します。

行財政改革は、時代を反映しながら将来を見据えて行財政の最適なあり方を求めて繰り返していく、絶え間ないプロセスであります。

本答申は、平成 25 年 7 月 9 日、市長より、平成 27 年度から平成 34 年度までの行財政改革推進の指針となる「新たな行財政改革推進大綱（以下「新大綱」という。）（案）の策定」について諮問を受け、市当局よりこれまでの行財政改革への取組や課題、財政状況、財政見通し、第 3 次総合計画などの説明を受け、審議会委員の認識の共有化を図り、延べ 10 回の審議を重ね、ここに「新大綱（案）」としてまとめました。

本市の行財政改革は、平成 16 年 2 月に第 1 次にあたる「行財政改革推進大綱」を、そして、平成 22 年 3 月には、第 2 次にあたる現在実施中の同大綱（以下「現大綱」という。）を策定し、その実施計画に基づき、定員管理による人員削減、民間活力による施設運営の推進、事務事業の見直し・統廃合など、様々な成果を上げてまいりました。

しかしながら、本市をとりまく環境は、人口減少、少子高齢化の進行や、これらによる地域活力低下の懸念、市税収入の伸び悩み、社会保障関連経費の増加等により、一層、厳しさを増しています。他方、市民が市政に寄せる期待は益々大きなものになっています。

今後の行財政改革では、増加する市債残高や見込まれる財源不足に対処し、同時に策定される第 3 次総合計画の実現を支えるための取組が必要です。それには、選択と集中による資源の有効活用を徹底し、行政コストの縮減を図ることはもとより、民間の経営手法を取り入れ、市民、企業、NPO 等との協働・連携を強化し、市民満足度の高い行政サービスへと質的向上を図り、地方自治体の責務である「住民福祉の向上」に努める必要があります。

これらを踏まえ、当審議会では新大綱（案）策定にあたり、「現大綱」も継承しつつ、「市民協働・官民連携」、「行政運営の質的向上」、「持続可能な財政運営」の 3 つの視点から、活発な議論と検討を行い、中間素案をまとめ、さらにパブリックコメントによる市民意見を勘案した上で、審議会の総意として本答申をまとめました。

今後は、本答申における基本理念に基づき、基本方針並びに改革の方向の実現を図るべく、行財政改革の指針となる「新行財政改革推進大綱」及び「同実施計画」を策定し、スピード感を持って、これを断行することで、第 3 次総合計画の目指す「世界に輝く静岡の実現」に繋げていただくことを強く望むところであります。

平成 26 年 11 月
静岡市行財政改革推進審議会
会長 曾根正弘

第5期 静岡市行財政改革推進審議会委員名簿

(五十音順、敬称略)

[任期 平成24年4月26日～平成26年4月25日]

会 長 曾根 正弘 (株式会社テレビ静岡 取締役相談役)

職務代理者 足羽 由美子 (足羽会計事務所 税理士) 【起草担当】

委 員 青山 葉子 (公募委員) (～平成26年3月31日)
遠藤 純子 (公募委員)
木村 幸男 (メンズ・サポート・しずおか 共同代表)
高橋 節郎 (一般財団法人 静岡経済研究所 常務理事)
高橋 正人 (静岡大学 人文社会科学部 准教授)
竹内 良昭 (行政経験者：元静岡市財務部長)
土屋 裕子 (静岡商工会議所 シーズネットワーク前代表)
的場 啓一 (公募委員) 【起草担当】

※委員の所属等は、平成26年3月時点のものです。

第6期 静岡市行財政改革推進審議会委員名簿

[任期 平成26年4月26日～平成28年4月25日]

会 長 曾根 正弘 (株式会社テレビ静岡 取締役相談役)

職務代理者 足羽 由美子 (足羽会計事務所 税理士) 【起草担当】

委 員 青木 孝輔 (公募委員)
狩野 佐知子 (公募委員)
木村 幸男 (メンズ・サポート・しずおか 共同代表)
高橋 節郎 (一般財団法人 静岡経済研究所 常務理事)
高橋 正人 (静岡大学 人文社会科学部 准教授)
竹内 良昭 (行政経験者：元静岡市財務部長)
土屋 裕子 (静岡商工会議所 シーズネットワーク元代表)
的場 啓一 (静岡大学 男女共同参画推進室 特任准教授) 【起草担当】

※委員の所属等は、平成26年11月時点のものです。



審議会への諮問



市長と委員の意見交換

新行財政改革推進大綱策定に係る審議経緯

【第5期】

第8回審議会	平成25年7月9日	市長から新大綱素案について諮問 市長と審議会委員との意見交換 新行財政改革推進大綱・新実施計画の策定方針
第9回審議会	平成25年9月3日	市行財政改革全般に関する共通認識の醸成 新行財政改革推進大綱全体像（試案）の検討
第10回審議会	平成25年10月8日	基本方針Ⅱ・改革の方向の検討
第11回審議会	平成25年12月13日	基本方針Ⅱ・改革の方向のまとめ 基本方針Ⅲ・改革の方向の検討
第12回審議会	平成26年1月17日	基本方針Ⅲ・改革の方向のまとめ 基本方針Ⅰ・改革の方向の検討
第13回審議会	平成26年2月19日	基本方針Ⅰ・改革の方向のまとめ 基本理念の検討 大綱素案（中間答申）（案）の検討
第14回審議会	平成26年2月26日	大綱素案（中間答申）（案）の最終確認
中間答申	平成26年3月10日	

【第6期】

第5回審議会	平成26年9月12日	基本方針Ⅱ・改革の方向の検討 基本方針Ⅲ・改革の方向の検討
第6回審議会	平成26年10月14日	基本方針Ⅱ・基本方針Ⅲの確認 基本方針Ⅰ・改革の方向の検討 基本理念の検討
第7回審議会	平成26年10月21日	基本方針Ⅰ・基本理念の確認 大綱（最終答申）（案）の最終確認
最終答申	平成26年11月7日	



新大綱案の審議



新大綱案の最終答申

静岡市行財政改革推進審議会
会長 曾根 正弘 様

静岡市長 田辺 信宏
(総務局行政管理部行政管理課)

新たな静岡市行財政改革推進大綱（案）について（諮問）

静岡市行財政改革推進審議会条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、下記のとおり
諮問します。

記

1 諮問事項

新たな静岡市行財政改革推進大綱（案）の策定について

2 諮問理由

本市の「行財政改革推進大綱」は、平成 26 年度に終期を迎えますが、今後も、
社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応した、市民満足度の高い市政運
営を行うには、新たな視点に立った、より一層の行財政改革の推進が必要となって
います。

このため、平成 27 年度から平成 34 年度までの本市の行財政改革推進の指針と
なる「新たな大綱」(案)の策定について、諮問するものです。

第3次静岡市行財政改革推進大綱

平成27年3月

静岡市

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

静岡市総務局行政管理課

TEL 054-221-1754

FAX 054-205-1377